



府食第497号

平成25年7月4日

食品安全委員会委員長 熊谷 進 殿

企画等専門調査会座長 早川 勇夫

企画等専門調査会において調査審議を行った事項について（報告）

下記の事項について、当専門調査会において調査審議を行った結果は別添
1から3までのとおりですので報告します。

記

- 1 平成24年度食品安全委員会運営状況報告書（案）（別添1）
- 2 企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成16年5月27日食品安全委員会決定）の改正案（別添2）
- 3 企画等専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）の改正案（別添3）

(別添 1)

平成 24 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

平成 25 年 7 月 8 日

目 次

I	総論	1
II	平成24年度における委員会の取組	2
1	委員会の運営全般	2
(1)	委員会会合の開催	
(2)	企画等専門調査会の開催	
(3)	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
(4)	専門調査会の連携の確保	
(5)	リスク管理機関との連携の確保	
(6)	事務局体制の整備	
2	食品健康影響評価の実施	3
(1)	リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施	
(2)	食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
(3)	「自ら評価」案件の定期的な点検・検討及び実施	
3	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	8
(1)	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
(2)	食品安全モニターからの報告	
4	食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進	9
(1)	食品健康影響評価技術研究の推進	
(2)	食品の安全性の確保に関する調査の推進	
5	リスクコミュニケーションの促進	11
(1)	食品健康影響評価に関する意見交換会の開催	
(2)	食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施	
6	緊急事態への対処	14
(1)	緊急事態への対処	
(2)	緊急事態への対処体制の整備	
(3)	緊急時対応訓練の実施	
7	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	15
(1)	食品安全総合情報システムの活用	
(2)	ネットワーク作り	
8	国際協調の推進	15
(1)	国際会議等への派遣	
(2)	海外研究者の招聘	
(3)	海外の食品安全機関等との定期会合の開催	
(4)	海外への情報発信	
III	平成24年度における委員会の運営状況の総括	17
(参考資料)		
参考1	食品健康影響評価の審議状況	18
参考2	委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況	19
参考3	食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況	68
参考4	平成24年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況	80
参考5	外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席	105
参考6	海外研究者及び専門家の招聘	106

	<p style="text-align: right;">平成24年度食品安全委員会運営計画 (平成24年3月22日食品安全委員会決定)</p> <p>I 総論</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、平成24年度食品安全委員会運営計画（平成24年3月22日食品安全委員会決定）に基づき、重点事項を中心として、7月1日に行われた委員会委員の改選後は、新体制の下で、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。</p> <p>特に、BSE対策の見直しに係る食品健康影響評価について、10月22日に、国内措置としての検査対象月齢の引上げ及びSRM（特定危険部位）の範囲の見直し並びに米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置としての月齢制限の引上げ並びにSRM（特定危険部位）の範囲の見直しに関する評価結果を取りまとめるとともに、厚生労働省等と連携してリスクコミュニケーションを実施した。</p> <p>また、平成23年3月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による食品中の放射性物質に関し、厚生労働省、農林水産省、消費者庁等と連携して、各地で意見交換会を開催するなどのリスクコミュニケーションを実施した。</p> <p>第1 平成24年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>(1) 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第3条から第6条までに定める食品の安全性の確保についての基本理念及び同法第2章に定める施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定）を踏まえ、同法第23条第1項に規定する所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、「食品安全委員会の改善に向けて」（平成21年3月26日委員会決定）に基づき委員会の業務の改善を着実に進める。</p> <p>(2) 重点事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食品健康影響評価の効率的な実施に向けた体制の整備 食品健康影響評価を効率的に実施するため、専門調査会の連携の強化、評価に必要な情報収集の効率化及び事務局体制の強化を図る。 ② リスクコミュニケーションの効果的な実施 リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、消費者庁等関係府省、地方公共団体、マスメディア、関係団体及び地域の専門家との連携強化を図る。 ③ 調査・研究の重点化 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業について、食品健康影響評価をはじめ、委員会の所掌事務の実施に真に必要なものに重点化して実施する。 ④ 情報収集の効率化 食品健康影響評価の実施に必要な情報を効率的に収集できるよう、電子ジャーナルの積極的な活用、国内外の研究機関との連携強化を図る。 ⑤ 緊急時対応の強化 東日本大震災への対処の経験等を踏まえ、不斷に緊急時対応の強化を図る。
--	---

II 平成24年度における委員会の取組

1 委員会の運営全般

(1) 委員会会合の開催

平成24年度は、49回の委員会会合を、4月から6月までは原則として毎週木曜日14時から、委員改選後の7月から3月までは原則として毎週月曜日14時から公開で開催した。なお、臨時会合の開催はなかった。

(2) 企画等専門調査会の開催

6月21日の第3回会合では、平成23年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ及び平成23年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、これを了承した。また、平成24年度の「自ら評価」案件選定の進め方について審議を行った。その他、平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子及び食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について事務局から報告が行われた。

10月11日の第4回会合では、平成24年度の「自ら評価」案件候補の選定及び委員会が今後取り組むべき情報提供の方法について審議を行った。その他、食品安全に係る緊急時対応の在り方の見直しについて事務局から報告が行われた。

12月11日の第5回会合では、平成24年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告、平成24年度の「自ら評価」案件候補の選定、委員会が今後取り組むべき情報提供の方法及び委員会の緊急時対応マニュアルの改正について審議を行った。

平成25年1月29日の第6回会合では、平成24年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行い、「クドア」を一候補案件として委員会に報告することを決定した。また、平成25年度食品安全委員会運営計画について審議を行い、これを了承した。さらに、平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について事務局から報告が行われるとともに、平成25年度緊急時対応訓練計画案について審議を行い、これを了承した。その他、平成24年度における委員会のリスクコミュニケーションの実施状況等について事務局から報告が行われた。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

平成24年度は、添加物専門調査会（12回）、農薬専門調査会（46回（生殖発生毒性の評価に関するワーキンググループ1回を含む。））、動物用医薬品専門調査会（12回）、器具・容器包装専門調査会（6回）、化学物質・汚染物質専門調査会（3回）、微生物・ウイルス専門調査会（11回（肥料・飼料等、微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）6回を含む。））、プリオン専門調査会（9回）、かび毒・自然毒等専門調査会（2回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（11回）、新開発食品専門調査会（4回）、肥料・飼料等専門調査会（14回（肥料・飼料等、微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）6回を含む。））、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ（1回）をそれぞれ開催した。（注　開催回数には部会等の開催回数

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

(2) 企画等専門調査会の開催

平成24年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じて、以下に掲げる方策を活用し、専門調査会における食品健康影響評価を効率的に実施する。

① 特定の評価事案については、委員会や専門調査会の下に部会やワーキンググループを設置

② 既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、

（ア）専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議

<p>も含まれる。)</p> <p>平成24年度、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日食品安全委員会決定）に基づき、38件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。</p> <p>(4) 専門調査会の連携の確保</p> <p>平成25年2月18日に委員会委員と各専門調査会座長等の意見交換会を開催し、専門調査会における円滑な調査審議を図るため、委員会委員が専門調査会へ出席し、情報提供を行うほか、必要に応じて助言を行っていくこと等について、意見交換を行った。</p> <p>また、同意見交換会において、テレビ会議システムの専門調査会における活用や、各種毒性試験における適切な統計手法等についても意見交換を行った。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保</p> <p>関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、11月5日に食品安全行政に関する関係府省連絡会議を開催したほか、同会議幹事会等を定期的に開催した。</p> <p>(6) 事務局体制の整備</p> <p>食品健康影響評価について、迅速かつ適切な評価をより一層推進するため、事務局体制の強化について検討を行い、その結果を踏まえ、評価事務を行う課を二課にするなどの事務局組織の再編、評価を担当する職員の定員増を行うこと等を内容とする平成25年度予算、機構・定員要求を行い、ほぼ要求どおり認められた。</p> <p>2 食品健康影響評価の実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施</p> <p>リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底とともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。</p> <p>企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）において、標準処理期間（要請事項の説明を受けた日から、リスク管理機関に資料を要求している期間を除き、結果を通知するまでの期間を1年と設定）を設定しているが、平成24年度においては、リスク管理機関から69件の評価要請を受け、前年度までに評価要請のあったものを</p>	<p>(イ) 関係する専門調査会を合同で開催</p> <p>③ 「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日委員会決定）に基づき、効率的に調査審議</p> <p>(4) 専門調査会の連携の確保</p> <p>案件に応じ、委員及び専門委員の間で連絡・調整等を行うための会議を開催する。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保</p> <p>食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、リスク管理機関との連携を確保するため、関係府省連絡会議等を定期的に開催する。</p> <p>(6) 事務局体制の整備</p> <p>評価の精緻化・高度化・迅速化、幅広い評価対象への対応、国際対応の効率化、評価案件数の増加への対応、緊急時における迅速な評価の実施等の観点から、事務局体制の強化に向けた検討を行う。</p> <p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) 平成23年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について</p> <p>要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な追加情報を求める場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行う。専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求したもの等については、必要に応じ、リスク管理機関から資料の提出があるまで調査審議を中断することとする。</p>
---	---

含めて、89件の評価結果をリスク管理機関に通知した。このうち3件については、毒性に関する判断を行うに当たり、複数回にわたる専門調査会での審議が必要であったため、標準処理期間を超過した。

このほか、いわゆる国際汎用添加物については、「規制・制度改革に係る方針」（平成24年7月10日閣議決定）に基づき、食品健康影響評価が終了していない品目についての今後のロードマップを9月12日に公表した。また、「国際汎用添加物に係る食品健康影響評価に関する連絡会議の開催について」（平成24年3月1日付け食品安全委員会事務局・厚生労働省医薬食品局食品安全部申合せ）や、「「JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物（国際汎用香料を除く。）についての食品健康影響評価依頼をするために必要な資料に関するガイドンス」について」（平成24年3月1日付け内閣府食品安全委員会事務局評価課長通知）に基づき効率的な審議を行った。また、「『規制・制度改革に係る方針』（平成23年4月8日閣議決定）に基づき講じた措置の効果の検証結果」を平成25年3月29日に公表した。

平成24年度は、添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、特定保健用食品等を始めとする195案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、182案件（「自ら評価」3案件（我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価③（ホンジュラス、ノルウェー）、食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価）を含む。）について評価結果を通知した。以下は、その概要である。

なお、平成24年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については参考1のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については参考2のとおりである。

① 添加物

厚生労働省から8案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、8案件の評価結果を通知した。

② 農薬

厚生労働省、農林水産省又は環境省から計105案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計90案件の評価結果を通知した。

③ 動物用医薬品

厚生労働省又は農林水産省から計39案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に、計18案件の評価結果を通知した。

④ 器具・容器包装

厚生労働省から2案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省に、3案件の評価結果を通知した。

⑤ 化学物質・汚染物質

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、要請事項の説明を受けた日から1年以内に結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

<p>リスク管理機関からの食品健康影響評価の要請はなかったが、前年度までに評価要請のあったもののうち12案件について、厚生労働省に評価結果を通知した。</p> <p>⑥ 微生物・ウイルス 厚生労働省から1案件についての食品健康影響評価の要請があり、それについて評価結果を通知した。 また、平成16年度に「自ら評価」案件として選定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」8件に関し、6月4日の第31回微生物・ウイルス専門調査会において、自ら評価については、「「自ら評価」案件の取扱いについて」（平成24年2月16日食品安全委員会決定）に基づき、終了に向けた手続を進めることができた。6月28日の第437回委員会会合において、「自ら評価」としての食品健康影響評価を終了することが決定された。 さらに、前年度までに評価要請があった1件について調査審議を行った。</p> <p>⑦ プリオン 厚生労働省又は農林水産省から計3案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計3案件の評価結果を通知した。また、平成19年度に「自ら評価」案件として決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、外交ルートを通じて質問書を発出した評価対象国のうち回答のあった13か国の中2か国について評価が終了し、厚生労働省及び農林水産省に評価結果を通知した。（11か国については平成21年度及び平成23年度に評価済み）。</p> <p>⑧ かび毒・自然毒等 リスク管理機関から食品健康影響評価の要請はなかったが、前年度までに厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の評価要請があった1件及び平成20年度に「自ら評価」案件として決定した1件について、調査審議を行った。</p> <p>⑨ 遺伝子組換え食品等 厚生労働省又は農林水産省から計20案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計25案件の評価結果を通知した。</p> <p>⑩ 新開発食品 消費者庁から1案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、2案件について調査審議を行った。</p> <p>⑪ 肥料・飼料等 厚生労働省又は農林水産省から計15案件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計27案件の評価結果を通知した。</p>	
--	--

<p>(2) 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定</p> <p>農薬の食品健康影響評価における代謝／分解物に関する考え方について、事例の集積等に時間を要したため、平成24年度内にまとめることはできなかったが、平成25年度早期に取りまとめるべく農薬専門調査会において検討を行った。</p> <p>(3) 「自ら評価」案件の定期的な点検・検討及び実施</p> <p>① 「自ら評価」案件の選定</p> <p>委員会が整理した情報に基づく案件候補のほか、公募の結果寄せられた国民の意見等を踏まえ、4回にわたり企画等専門調査会において審議が行われ、「クドア」を候補案件として、「ヒスタミン」について案件とするか委員会で審議すべきとして、委員会に報告することが決定された。平成25年2月4日の第462回委員会会合において審議した結果、平成24年度の「自ら評価」案件候補を「クドア」とすることで意見・情報の募集手続に入ることが決定され、同手続を経たのち、同年3月11日の第466回委員会会合において、平成24年度の「自ら評価」案件を「クドア」とすることで決定された。また、このほかに専門調査会において調査審議の対象となった案件については、引き続き情報収集・情報提供を実施することとなった。</p> <p>② 「自ら評価」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価 <p>平成16年度に「自ら評価」案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」に関し、「非加熱喫食調理済み食品（Ready-to-eat食品）・魚介類中のリストeria・モノサイトゲネス（「非加熱喫食調理済み食品（Ready-to-eat食品）におけるリストeria・モノサイトゲネス」に改訂）」、「豚肉中のE型肝炎ウイルス（「ブタ肉におけるE型肝炎ウイルス」に改訂）」、「二枚貝中のA型肝炎ウイルス（「二枚貝におけるA型肝炎ウイルス」に改訂）」、「鶏肉中のサルモネラ属菌（「鶏肉におけるサルモネラ属菌」に改訂）」及び「生鮮魚介類中の腸炎ビブリオ（「生鮮魚介類における腸炎ビブリオ」に改訂）」について、6月4日の第31回微生物・ウイルス専門調査会において、「「自ら評価」案件の取扱いについて」（平成24年2月16日食品安全委員会決定）に基づき、評価終了に向けた手続きを進めることができた。6月28日の第437回委員会会合において、「自ら評価」として食品健康影響評価を終了することが決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価 <p>平成19年度に「自ら評価」案件として決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、ノルウェー及びホンジュラスについて、5月24日の第432回委員会会合において評価を終了し、その結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。この結果、評価が終了していないのは、2か国となつた。</p>	<p>2 評価ガイドライン等の策定</p> <p>食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。平成24年度においては、農薬の食品健康影響評価における代謝／分解物に関する考え方をまとめた。</p> <p>3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施</p> <p>① 「自ら評価」案件の選定</p> <p>平成24年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p> <p>② 「自ら評価」の実施</p> <p>平成23年度までに選定された「自ら評価」案件であって、これまでに評価の終了していないものについては、それぞれ以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」（平成16年度決定） <p>リスクプロファイルが作成された8案件については終了する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定） <p>化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループで調査審議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」（平成19年度決定） <p>データが収集されていない国の評価の取扱いについてプリオラン専門調査会において対応する。同専門調査会の調査審議が終了した2ヶ国分について委員会で調査審議を行う。</p>
--	--

<p>・食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価</p> <p>平成24年度食品安全確保総合調査において、食品健康影響評価を行うに当たって参考とするため、「陰膳サンプルを用いた化学物質・汚染物質の分析調査」を実施し、環境省の「ダイオキシン類をはじめとする化学物質の人への蓄積量調査」の陰膳調査において採取した食事試料を用いて鉛の分析を行い、平成25年3月15日の第5回化学物質・汚染物質専門調査会において調査結果が報告され、必要に応じてアクリルアミドに詳しい専門家を加え、化学物質部会で審議することとなった。</p> <p>・食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価</p> <p>平成20年度に「自ら評価」案件として決定した「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」については、7月4日の第8回化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会で調査審議を行った。</p> <p>平成24年度食品安全確保総合調査において、食品健康影響評価を行うに当たって参考とするため、「陰膳サンプルを用いた化学物質・汚染物質の分析調査」を実施し、環境省の「ダイオキシン類をはじめとする化学物質の人への蓄積量調査」の陰膳調査において採取した食事試料を用いて、ヒ素（形態別）及び総ヒ素の分析を行い、平成25年3月15日の第5回化学物質・汚染物質専門調査会において調査結果が報告され、汚染物質部会において、これをヒ素の評価書（案）の知見に追加し、引き続き審議することとなった。</p> <p>・オクラトキシンAに関する食品健康影響評価</p> <p>平成20年度に「自ら評価」案件として決定した「オクラトキシンA」に関する食品健康影響評価については、平成25年3月18日の第24回かび毒・自然毒等専門調査会において調査審議を行った。</p> <p>・「加熱時に生じるアクリルアミド」に関する食品健康影響評価</p> <p>平成24年度食品安全確保総合調査において、「食品健康影響評価（自ら評価）を行うためのアクリルアミドに関する情報収集と分析」を実施し、食品健康影響評価を行うに当たり、参考となる国際機関・諸外国のリスク評価書の翻訳・整理・分析を行うとともに、最新の文献等の収集及び既存の情報を含めたリスク評価に必要な情報について整理・分析を行った。</p> <p>③ 「自ら評価」案件として選定されなかったものについて</p> <p>平成22年度の「自ら評価」案件として選定されなかったものうち、ファクトシート作成とされた有機スズ化合物、フッ素樹脂、ペーフルオロ化合物、食品に含まれる多環芳香族炭化水素、本来的に食品に含まれる硝酸塩及び放射線照射食品については、ファクトシートを作成し、6月14日の第435回委員会会合に報告の上、公表した。また、情報提供を行うこととされたヒスタミン及びジビエを介した人獣共通感染症についてもファクトシートを作成し、平成25年2月4日の第462回委員会会合に報告の上、公表した。</p> <p>④ リスク管理機関の対応状況の確認</p> <p>自ら評価を行った品目について、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査において、以下のとおりリスク管理機関の対応状況を確認した。</p>	<p>④ 「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）</p> <p>化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会で調査審議を行う。</p> <p>⑤ 「オクラトキシンAに関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）</p> <p>かび毒・自然毒等専門調査会で調査審議を行う。</p> <p>⑥ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」（平成21年度決定）</p> <p>研究事業などを活用して、評価に必要な情報の収集を進める。</p> <p>⑦ 「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」（平成22年度決定）</p> <p>化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会で調査審議を行う。</p> <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報発信</p> <p>① 「自ら評価」の評価結果について</p> <p>平成24年度内に評価が終了した場合は、その評価結果について、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。</p> <p>② 「自ら評価」案件として選定されなかったものについて</p> <p>平成24年3月の食品安全委員会においてファクトシート作成と整理されたものについて、調査事業及び自主調査（日々の情報収集を含む。）を活用してファクトシートの作成を行う。ファクトシートやQ&Aを作成するとされた事項以外についても、案件の選定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。</p> <p>リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果の活用状況について実施状況調査等を通じきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対策を図る。</p>
---	---

・「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」

厚生労働省においては、平成24年2月に消費者への普及啓発及び自治体への要請をしたこと、平成24年度より食鳥処理場等に対するリスク低減措置について研究中であること、農林水産省においては、平成19年よりブロイラー農場における鶏群のカンピロバクター汚染状況等の調査を実施していること、平成23年8月に生産者等に対するハンドブックを取りまとめたこと等が確認された。

・「デオキシニバレノール及びニバレノール」

厚生労働省においては、当該物質及びアセチル体の含有実態調査などのデータ収集等を実施しているところである。

・「プリオン」（第17回調査より対象）

評価対象国（バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランド）から輸入された牛肉等を食品として摂取する場合について、「BSEプリオンに汚染されている可能性は無視できる」と評価したことから、厚生労働省及び農林水産省において、リスク管理措置を見直す必要はないものと判断された。

・「トランス脂肪酸」（第17回調査より対象）

厚生労働省においては、健康保持のための日本人のトランス脂肪酸摂取量等について、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」策定検討会において、最新の知見を収集し、引き続き適切な情報を提供していくこととしている。農林水産省においては、平成19年より同省のホームページ内の「トランス脂肪酸に関する情報」により情報提供を行っており、委員会におけるリスク評価以降、健康影響や国際的動向等に関するページを最新の情報に基づいて更新する対応がとられていた。消費者庁においては、平成23年2月に「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を公表し、トランス脂肪酸に関して食品事業者が情報開示を行う際の考え方を明らかにしているところである。

3 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

（1）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果が、厚生労働省、農林水産省、消費者庁及び環境省の食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、以下の調査を実施した。

① 第15回調査

平成22年10月から平成23年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野44品目）及び前回（第14回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（8分野131品目）について、平成23年11月に調査を行い、6月7日の第434回委員会会合にその結果を報告した（調査対象175品目のうちリスク管理措置済み34品目）。またこの際に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施まで長時間を要している案件について、厚生労働省から進捗状況等について説明を求めた。

② 第16回調査

平成23年4月から平成23年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野55品目）及び前回（第15回）までの調査において具体的な管理措置が講じられなかつた評価品目（9分野116品目）について、6月に調査を行い、9月10日の第446回委員会会合にその結果を報告した（調査

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成24年4月及び10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。また、勧告・意見申出等を行った場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受けることにより監視する。

<p>対象 171 品目のうちリスク管理措置済み 38 品目)。</p> <p>③ 第 17 回調査</p> <p>平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（9 分野 84 品目）及び前回（第 16 回）までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（8 分野 133 品目）について、10 月に調査を行い、平成 25 年 3 月 11 日の第 466 回委員会会合にその結果を報告した（調査対象 217 品目のうちリスク管理措置済み 40 品目）。</p> <p>(2) 食品安全モニターからの報告</p> <p>委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられた施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点について意見等を聴くため、全国各地から 470 名の食品安全モニターを依頼し、平成 24 年度中に 249 件の随時報告を受け付けた。これらの報告については、関係行政機関に回付するとともに、コメントを適宜付してホームページに掲載した。</p> <p>また、「食品の安全性に関する意識等について」を課題として、7 月に報告を求めた。その結果について、10 月 22 日の第 450 回委員会会合で報告を行い、委員会の取組の参考とともに、ホームページに掲載した。平成 25 年 2 月に「食品の安全性に関する情報等について」を課題として報告を求めた。（平成 25 年 7 月頃結果集計予定）</p> <p>4 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進</p> <p>最新の科学的知見に基づいた食品健康影響評価等を的確に行うため、今後 5 年間に委員会において推進することが必要な調査・研究について目標及びその達成に向けた方策（道筋）を示した「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」（平成 22 年 12 月 16 日食品安全委員会決定）に基づき、調査・研究企画調整会議の調査審議も踏まえ、調査・研究を実施した。</p> <p>なお、平成 25 年 3 月 18 日の第 467 回委員会会合において、調査・研究事業の企画等に係る調査審議を効率的に行うため、研究運営部会及び調査選定部会を廃止するとともに、調査・研究企画調整会議の名称を「調査・研究企画会議」に改めることを決定した。（平成 25 年 4 月 1 日施行）</p> <p>(1) 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>平成 22 年度に採択した 8 課題及び平成 23 年度に採択した 7 課題については、平成 24 年 3 月 1 日の第 421 回委員会会合において決定された中間評価の結果を踏まえ、継続して実施した（参考 3-1）。このうち平成 24 年度で終了した 11 課題については、平成 25 年 6 月に事後評価を行うための作業を実施した。</p> <p>平成 24 年度新規食品健康影響評価技術研究については、4 月 26 日の第 429 回委員会会合において、3 領域 4 課題を研究課題として決定した（参考 3-2）。</p> <p>平成 23 年度終了課題（5 課題）については、7 月 20 日に開催した「平成 24 年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」において、主任研究者より研究成果について発表し、同月 23 日の第 440 回委員会会合において事後評価を決定した。具体的には「やや優れている」が 3 課題、「普通」が 2 課題であった（参</p>	<p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニター 470 名から、随时、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に対し、勧告、意見申出を行う。また、食品安全に関する意識等を的確に把握するために、平成 24 年 7 月及び平成 25 年 2 月を目途に調査を実施する。</p> <p>第 5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定</p> <p>平成 24 年度における食品健康影響評価技術研究課題については、4 月に開催する研究運営部会及び調査・研究企画調整会議において、平成 24 年度の新規課題案の選定及び調査の課題案との調整を行い、委員会において新規課題を決定する。また、平成 25 年度の新規課題については、「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」（平成 22 年 12 月 16 日委員会決定）に基づき、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定することとし、別紙 3 に掲げるスケジュールで新規課題を決定する。公募の際には、幅広い大学等の関係</p>
--	---

<p>考3－3)。</p> <p>平成25年度新規研究課題の選定については、9月10日の第446回委員会会合において研究領域を決定し（参考3－4）、9月19日から10月31日までの間、研究課題の募集を行ったところ、合計55課題の応募があり、書面審査及びヒアリング審査により内容を審査したうえで、平成25年2月18日の第463回委員会会合において、3課題を選定した（参考3－5）。</p> <p>平成25年度に継続する計画の8課題については、11月5日までに研究成果報告書の提出を受け書面審査を実施し、12月19日及び平成25年1月23日のヒアリング審査により内容を審査したうえで、同年2月18日の第463回委員会会合において、全て継続とする中間評価の結果を決定した（参考3－6）。</p> <p>また、研究費の適正な執行を図る観点から、全研究受託者に対し、7月30日から10月12日までの間、実地指導を実施した。</p> <p>食品の安全性の確保に関する研究については、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて、厚生労働省及び農林水産省担当者と情報共有を行った。</p> <p>(2) 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>平成24年度においては、4課題を調査課題として選定し、調査実施機関と請負契約を行い、調査を実施した（参考3－7）。</p> <p>選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関等をホームページで公開した。</p> <p>関係者に広く通知し、公正な入札機会を設ける観点から、公告開始から入札までの期間を4週間以上設定した。</p> <p>平成25年度調査課題については、平成25年2月4日の第462回委員会会合において3課題を選定し（参考3－8）、同年2月22日から3月18日までの公募を行ったが、いずれの課題についても調査実施機関の決定には至らなかった。</p>	<p>研究機関に所属する研究者が参画できるよう周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</p> <p>(2) 事後評価の実施</p> <p>平成23年度に終了した研究課題については、平成24年7月に得られた研究成果報告の審査を踏まえ、事後評価を実施する。また、得られた研究成果を普及するため、10月に発表会を開催するとともに、ホームページで公表する。</p> <p>(3) 中間評価の実施</p> <p>平成24年度の新規採択課題を含め平成25年度に継続実施する計画の研究課題については、目的とする成果につながるよう、平成24年11月に進捗状況調査を行うとともに、平成25年2月に中間評価を実施する。</p> <p>(4) 実地指導</p> <p>研究費の適切な執行を確保するため、新規採択課題を中心に平成24年11月に実地指導を行う。</p> <p>(5) 連絡調整会議等の開催</p> <p>食品の安全性の確保に関する研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を必要に応じて開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</p> <p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定</p> <p>平成24年度における食品安全確保総合調査対象課題については、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定することとし、4月に開催予定の調査・研究企画調整会議において、先に開催された調査選定部会において選定された調査の対象課題案と、研究の対象課題案との調整を行い、委員会において決定する。</p> <p>(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開</p>
--	--

<p>5 リスクコミュニケーションの促進</p> <p>(1) 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催</p> <p>平成24年度には合計で52回の意見交換会を開催した（参考4-1）。</p> <p>そのうち、国民の関心の高い放射性物質対策について、消費者庁、厚生労働省、農林水産省と連携した説明会を全国各地で27回開催し、また、10月に評価結果を通知した「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品影響評価」については当該評価の意見・情報の募集期間中の9月20日に意見交換会を実施した（参考4-2）。その後、厚生労働省・消費者庁と連携し、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会」を平成25年1月22日と同年1月24日の2回実施した。</p> <p>さらに、「食品安全セミナー」を海外の専門家も交え2回開催した（参考4-3）ほか、地方公共団体と連携して、サイエンスカフェの手法を取り入れた形式、少人数のグループによる意見交換方式など効果的な形式での開催を行い、消費者団体と連携した意見交換会、地域の専門家を対象とした意見交換会等を17回開催した。</p> <p>意見交換会の概要是メールマガジンで配信するとともに、意見交換会で用いた資料、説明内容、意見交換の内容等をホームページに掲載した。</p> <p>(2) 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施</p> <p>① ホームページ等による情報提供（参考4-4）</p> <p>国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、ホームページ、メールマガジン及び季刊誌の媒体を活用して、情報を掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。</p> <p>i ホームページ ハザード情報について、閲覧者の利便性を図るために五十音順で検索できる情報を掲載した。</p> <p>ii メールマガジン（参考4-5）</p>	<p>選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、選定手続に係る議事概要、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p> <p>第6 リスクコミュニケーションの促進</p> <p>1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催</p> <p>食品健康影響評価に関する意見交換会について、国民の関心の高い案件、科学的な考え方・プロセスについて説明する必要性の高い案件を中心に、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」（平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定）を踏まえ、年度内に行われた食品健康影響評価の結果に関するものについては当該評価の意見・情報の募集期間中に、地方公共団体等との共催によるものについては共催する地方公共団体等と調整の上で開催する。開催形式としては、講演会のほか、サイエンスカフェの手法を取り入れた形式、少人数のグループによる意見交換方式など効果的な形式を採用する。意見交換会で使用した資料等については、意見交換会の参加者以外にも効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールマガジン、ホームページ等で情報提供を行う。</p> <p>2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施</p> <p>(1) ホームページ等による情報提供</p> <p>「食品安全委員会における情報提供の改善に向けた当面の取組方向」（平成21年9月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定）を踏まえて情報提供に取り組む。</p> <p>① ホームページ 必要な情報を迅速に掲載、更新するとともに、閲覧者が必要な情報をスムーズに閲覧できるよう、平成23年度に実施したアンケートの結果も踏まえ、情報の整理を図る。</p> <p>② メールマガジン メールマガジンを週1回配信するとともに、食品危害発生時</p>
---	--

<p>委員会等の結果概要やホームページ新着情報等を、原則毎週火曜日に、約1万2千名の会員に対し配信するとともに、食品安全委員会の開催案内、意見等の募集等の当日分の新着情報を毎日19時に、約1千名の会員に対し配信した。</p> <p>また、実生活に役立つ情報、安全性の解説、Q&A及び委員の随想を【読み物版】として、毎月（1月からは月の中旬、下旬）配信した。</p> <p>iii 季刊誌「食品安全」 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のリスク評価」（7月）、「食品安全委員会が新たな体制で始動」（10月）、 「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係るリスク評価」（平成25年1月）、「食品安全におけるリスク分析」（平成25年3月）を特集として発行した。</p> <p>iv パンフレット 食品安全委員会パンフレットについて、最新の情報に改訂した（食品安全委員会2013）。</p> <p>② 報道関係者等との連携の充実・強化 マスメディア関係者との意見交換会（7月、12月及び3月の3回）を行い、併せて取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図った。また、消費者団体等関係者との間では、情報交換会（12月及び2月の2回）を行うとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信も行った（参考4-6）。</p> <p>③ 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応 食の安全ダイヤルについては、一般消費者等から797件の相談や問い合わせを受け付け（資料4-7）、多く寄せられる質問等については、Q&Aを作成し、ホームページに掲載した。また、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図るため、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は消費者庁その他の関係機関との共有を図った。</p> <p>④ 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施 6月16日及び17日に神奈川県横浜市で開催された第7回食育推進全国大会においてブース出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割に関するパネル展示やパンフレット類の配布を行った。 講師派遣については、地方公共団体に44回、大学・研究機関に13回、その他公益法人等に35回の派遣を行った（計92回）。なお、このうち43回は、放射性物質の食品健康影響評価についての講演を行った（資</p>	<p>は臨時のメールマガジンを配信する。</p> <p>③ 季刊誌 国民の関心が高い事項について季刊誌を年4回発行し、地方公共団体や図書館等に配布する。</p> <p>④ パンフレット 食品安全委員会パンフレットについて、最新の情報に改訂する。</p> <p>(2) マスメディア関係者等との連携の充実・強化 国民の関心の高い食品健康影響評価を中心に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等関係者との間で勉強会や懇談会等を年3～4回行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信も行う。</p> <p>(3) 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応 食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応するとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は消費者庁その他の関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはQ&A形式として委員会に報告し、ホームページに掲載する。</p> <p>3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施 リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、実施時期について主催する団体と調整した上で、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナール等の開催、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等を実施する。</p>
---	--

料4-8)。

また、小学校高学年を対象として、食の安全に関するクイズや委員との意見交換を行い、食の安全について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を8月8日に開催したほか、中学生を対象として、中学校技術・家庭科用副読本「科学の目で見る食品安全」を基にしたクイズや食品安全委員会委員との意見交換等を行う「ジュニア食品安全ゼミナール」を地方公共団体と連携して開催した。実施後のアンケート結果では、理解度の項目で「理解できた」「ほぼ理解できた」との回答が概ね8割以上となっている(参考4-9)。

さらに、訪問学習の受入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性に関する説明・意見交換を行ったほか、BSEの評価結果の解説動画や季刊誌「食品安全」のキッズボックス等の分かりやすい資料のホームページへの掲載、食品の安全性に関するDVDの貸出しを行うなど、食品の安全性に関する情報提供に努めた。

食品安全モニターに対し、「食品安全モニターハンミング」を開催し、モニターが地域への情報提供を行うために必要な、委員会の取り組みやリスク評価等についての知識や理解を深めるための情報提供及び意見交換等を行い、会議終了後参加者にアンケートを実施した結果、委員の講演については92.9%、事務局の説明については97.2%が「非常に参考になった」「参考になった」と回答した。また、地域への情報提供等を実施する際に配布する資料を、食品安全モニターの求めに応じて提供した。

⑤ リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携

リスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を定期的に開催することで連携を図り、更に消費者庁、厚生労働省等の関係府省との共催による意見交換会を計29回開催した(参考4-10)。

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、11月22日に全国食品安全連絡会議を開催し、放射性物質に関する食品健康影響評価について情報を提供するとともに、リスクコミュニケーションなど、地方公共団体と連携して取り組むべき課題について意見交換を実施した。このほか、地方公共団体との共催で意見交換会を17回開催した(参考4-11)。

さらに、地域での意見交換会の実施の際には、「リスクコミュニケーター育成講座」等の受講者(377名)の協力を得て効果的に推進するために、4半期毎に上記受講者に対し、メールにより委員会が食品健康影響評価を行った事案等の情報提供を行った。

また、DVDや啓発資材を活用して、リスク分析の考え方や食品の安全性についての科学的知識等について広く普及啓発を実施する。

4 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携

消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行い、特に意見交換会の開催については、消費者庁をはじめとした関係府省と緊密に連携する。

地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、消費者庁をはじめとした関係府省と連携して平成24年11月を目指し、地方公共団体(都道府県、保健所設置市、政令指定都市、中核市及び特別区)との連絡会議を開催する。

また、国民の関心が高い食品健康影響評価が行われた際には、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、意見交換会については、地方公共団体、消費者団体及び地域の専門家と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。

さらに、地域での意見交換会の実施の際には、「リスクコミュニケーター育成講座」等の受講者の協力を得て効果的に推進するとともに、地域においても食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションが自立的に展開されるよう、メールボックスを活用した同受講者に対する情報提供を実施する。

6 緊急事態への対処

(1) 緊急事態への対処

利根川水系の浄水場における基準値を超えるホルムアルデヒドの検出（5月）や、北海道における腸管出血性大腸菌による食中毒（8月）、オーストラリアにおけるナチュラルチーズによるリストeria菌食中毒の発生（平成25年1月）等の事案に対処するため、関係行政機関と連携を取りながら、ホームページによるハザード情報等の提供を行った。

また、食中毒の発生を未然に防止するため、豚肉や豚の内臓（レバー等）の生食について、厚生労働省の通知発出に合わせ、注意喚起をホームページに掲載した。

(2) 緊急事態への対処体制の整備

「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」が6月29日に改定され、食品事故に係る緊急事態への対応は、消費者庁が司令塔としての役割を担うこととなった。これに伴い、食品安全及び消費者安全の緊急時対応関係要綱等が統合・廃止され、新たに「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」及び「消費者安全情報総括官制度について」が決定された。食品安全委員会としても、当該決定及び平成25年度の組織再編を踏まえ、緊急対策本部に係る規定、消費者情報安全総括官制度に基づく通報に係る規定、事務局の組織に係る規定等の整備を趣旨として、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」を一部改正した（平成25年3月18日の第467回委員会会合において了承し、同年5月16日施行）。

平成24年度緊急時対応訓練計画（平成24年2月16日第419回委員会会合決定）に基づき実務研修及び確認訓練を実施し、その結果について平成25年1月29日の第6回企画等専門調査会に報告した。

また、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。

(3) 緊急時対応訓練の実施

平成24年2月16日の第419回委員会会合において、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とより迅速かつ的確な情報提供に向けた組織能力の向上を重点課題とする平成24年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、訓練の実効性確保の観点から、次のとおり実務研修と確認訓練との2本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁、厚生労働省及び農林水産省も参加して行われた。

<実務研修>

- ・緊急時対応手順研修：4月
- ・ホームページ掲載研修：4月～5月、10月
- ・メディア対応研修（基礎研修）：8月～10月
- ・メディア対応研修（実践研修）：10月

<確認訓練>

- ・確認訓練：11月16日

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を、平成24年4月～10月（実務研修）、11月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

訓練結果の検証により、主に以下の点が確認された。

- ・緊急時における関係府省間の連携をより強化し、引き続き政府全体として緊急時対応訓練を実施する。
- ・訓練は、実務研修と確認訓練の2本立ての設計で体系的に実施する。
- ・訓練時に講師から受けた助言内容や訓練から得られた改善点等について、手順書等に的確に反映させ。実効性を向上させる。
- ・緊急時の情報提供を迅速かつ的確に行うために、平時からメディア関係者との関係構築に努める必要がある。

なお、6月29日の基本的事項の改定により、平成25年度の政府全体としての緊急時対応訓練については、消費者庁が主導的役割を担うこととされている。

7 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

(1) 食品安全総合情報システムの活用

「食品安全総合情報システム」に登録されている情報については、ホームページ上で運用を行い、個人情報や知的財産権の保護に配慮しつつ、広く国民に提供した。

食品安全の確保に関する最新情報について、隔週で「ハザード報告シート」を作成し、委員会会合において報告するとともに公表した。

ホームページ上で、食品安全関係情報を追加登録した旨を新着情報として知らせると共に、トップページに、当該追加登録情報にワンクリックで移動できるアイコンを設け、利便性を向上させた。

登録された情報を基に、平成24年度「自ら評価」を行う案件候補に関する情報を整理分析し、案件候補の選定を行うための資料を作成した。また、有機スズ化合物、フッ素樹脂、パーフルオロ化合物、食品に含まれる多環芳香族炭化水素、本来的に食品に含まれる硝酸塩、放射線照射食品、ブルセラ症、ヒスタミン及びジビエを介した人獣共通感染症に関する情報を整理分析し、ファクトシートを作成し、6月14日の第435回委員会会合、6月28日の第437回委員会会合並びに平成25年2月4日の第462回委員会会合に報告の上、公表した。

(2) ネットワーク作り

食品安全関係団体へのリスク評価・委員会活動等の説明、各種団体への季刊誌等のパンフレットの配布による情報提供などを行った。

8 国際協調の推進

(1) 国際会議等への派遣

JECFA専門家会合、JMPR専門家会合、その他の食品の安全性に関する国際会議等に専門委員等を派遣し（16回）、その成果について、報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報の共有を図った（参考5）。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、リスク管理機関や消費者庁と連携し、毎日、収集する。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるよう的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）、「ハザード報告シート」等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職域団体等とのネットワークを構築・活用し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進

(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

平成24年度においては、以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員及び事務局職員を派遣する。

平成24年4月 コーデックス委員会 残留農薬部会

6月 FAO／WHO合同食品添加物専門家

<p>(2) 海外研究者の招聘</p> <p>また、海外の研究者を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を実施し、科学的知見の充実を図った(参考6)。</p> <p>(3) 海外の食品安全機関等との定期会合の開催</p> <p>締結した協力文書に基づき、11月28日、欧州食品安全機関（E F S A）と第一回定期会合を開催し、食品健康影響評価等について意見交換するとともに、今後の連携関係を強化していくことについて合意した。</p> <p>(4) 海外への情報発信</p> <p>各国の食品安全に関する行政担当者を中心とした化学物質の安全性に関するリエゾングループ（IFCSLG : International Food Chemical Safety Liaison Group）の電話会議に参加（1回（11月））し、日本における化学物質の安全性に関する評価等の情報発信、情報交換を行った。</p> <p>カナダ保健省の呼びかけで IFCSLG と同様のリエゾングループである「食品中の微生物の安全性に係るリエゾングループ（IMFSLG=International Microbial Food Safety Liaison Group）」が9月に立ち上がり、12月11日開催の電話会議に参加し、情報発信、情報交換を行った。</p> <p>英語版ホームページに、月報及び平成24年度食品安全委員会運営計画（抜粋）の掲載を行い、これらについては、協力文書を交換している EFSA 及び FSANZ へ送付した。また、評価書の概要（31件）を英訳し、評価書及び評価指針全訳（2件）をホームページへ掲載するとともに、EFSA、FSANZ 等の海外連携機関に送付し、情報提供を行った。</p>	<p>会議（J E C F A）</p> <p>9月 FAO／WHO合同残留農薬専門家会議（J M P R）</p> <p>11月 コーデックス委員会 食品衛生部会</p> <p>12月 リスク分析学会</p> <p>平成25年3月 米国毒性学会</p> <p>3月 コーデックス委員会 汚染物質部会</p> <p>3月 コーデックス委員会 食品添加物部会</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p> <p>(2) 海外の研究者等の招聘</p> <p>平成24年度においては、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <p>(3) 海外の食品安全機関等との定期会合の開催</p> <p>平成24年度においては、食品安全委員会と協力文書を締結している外国政府機関（欧州食品安全機関（E F S A）及び豪州・ニュージーランド食品安全基準機関（F S A N Z））との定期会合を開催する。また、必要に応じて、その他外国政府機関との情報交換のための会合を開催する。</p> <p>(4) 海外への情報発信</p> <p>食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p>
---	--

III 平成24年度における委員会の運営状況の総括

委員会は、概ね、平成24年度食品安全委員会運営計画に基づき事業運営を推進することができたが、その運営状況について総括すると、以下のとおりである。

1 食品健康影響評価

いわゆる国際汎用添加物の評価などを着実に実施することができたと考えるが、依然として評価中の案件が540件近くあることを考えると、引き続き、評価体制の強化を図るとともに、国際機関等のリスク評価の動向等も踏まえ、情報収集の在り方、評価手法の見直しについて検討する必要がある。

また、自ら評価については、評価に必要な科学的知見が十分ではなく、昨年度からの進展があまり見られなかつたことから、食品安全確保総合調査事業等を活用し、科学的知見を充実させていく必要がある。

2 食品健康影響評価技術研究

食品健康影響評価の実施に関する研究の有用性に重点を置き、研究課題の選定、中間評価及び事後評価を実施することができたと考えるが、事業予算の縮減を勘案すると、一層の研究課題の重点化を図る必要があると考える。

3 リスクコミュニケーション

関係府省、地方公共団体等と連携し、効率的にリスクコミュニケーションを実施することができたと考えるが、食品中の放射性物質について依然としていわゆる「風評被害」がなくならない状況にもあることなどから、実施効果を検証しつつ、リスクコミュニケーションを実施する必要がある。

4 緊急時対応

腸管出血性大腸菌による食中毒の発生等に際し、関係府省と連携し、迅速に情報提供できたと考える。緊急時の司令塔機能が消費者庁に移管されたことを踏まえ、新体制による緊急時対応に万全を期する必要がある。

平成24年度の委員会運営においては、以上のような課題が明らかとなったが、これらについては、平成25年度食品安全委員会運営計画に記載している以下の個別重点事項を実施していく中で対応し、我が国の食品の安全性の確保に努めることとしている。

- (1) 効率的な情報収集、計画的な調査審議、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。
- (2) 食品健康影響評価と科学的知見に基づく食品の安全確保に関する国民の一層の理解の促進のため、対象者に応じた情報提供、マスメディア・消費者団体との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。
- (3) 過去に実施した事業の効果を検証しつつ、委員会の所掌事務の実施に真に必要なものに重点化して、調査・研究事業を実施する。
- (4) 関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。

食品健康影響評価の審議状況

(平成25年3月29日現在)

区分	要請件数 うち 24年度分	自ら評価	合計	評価終了 うち 24年度分		意見 募集中	審議中	
添加物	134	9	0	134	121	9	3	10
農薬	897	108	0	897	528	84	9	360
うちポジティブリスト関係	418	69	0	418	191	27	4	223
うち清涼飲料水	93		0	93	33	4	0	60
うち飼料中の残留農薬基準	42	15	0	42	6	4	0	36
動物用医薬品	357	39	0	357	291	18	7	59
うちポジティブリスト関係	98	13	0	98	51	3	0	47
化学物質・汚染物質	57		3	60	52	12	1	7
うち清涼飲料水	48		0	48	43	12	1	4
器具・容器包装	16	2	0	16	7	3	0	9
微生物・ウイルス	7	1	2	9	7	1	0	2
プリオント	17	4	2	19	27	4	0	2
かび毒・自然毒等	6		2	8	6		0	3
遺伝子組換え食品等	173	18	0	173	154	25	5	14
新開発食品	75	1	1	76	71		0	7
肥料・飼料等	153	13	0	153	72	26	12	69
うちポジティブリスト関係	94	11	0	94	34	20	10	50
肥飼料・微生物合同	1		0	1	1		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	1,897	195	11	1,908	1,340	182	37	544

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
- 2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
- 3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
- 4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分、平成23年12月8日付けで3カ国分、平成24年5月24日付けで2カ国分が終了)。
- 5 自ら評価案件「デオキシンバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシンバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
- 6 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
- 7 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
- 8 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
- 9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成25年3月29日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質5物質及び農薬60物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/10/29	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル 2.5%注射液、同5%注射液、同 10%注射液)◎印、オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)◎印、アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン)◎印、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)◎印
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロコール100注射液)◎印
17/4/11	厚	動物用医薬品 オルビフロキサシン印
17/4/11	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤印、セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)◎印
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液)印、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「ヨーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)印、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))印
17/8/15	厚	添加物 アルミニオケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。◎印は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム団、スルファメトキサゾール団、トリメトリム団、セファピリンベンザチン団、セファピリンナトリウム団
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)㊪肥
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット)☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆団、オルビフロキサシン☆団、スルファメトキサゾール☆団、セファピリン☆団、トリメトリム☆団
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆団
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆団
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)㊪肥
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフィソゾール☆団
19/3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイグノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆団、スルファジメトキシン☆団、スルファモノメキシン☆団

3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。団は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊪は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆▣、ベダプロフェン☆	2
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	4
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、フルシラゾール<一部☆>	3
19/8/21	厚	農薬 ブプロフェジン<一部☆>	2
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシン☆▣	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	3
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) ◎▣	
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、プロディファコウム☆	7
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。▣は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。◎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚・農	動薬 トビシリソ有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)㊎、トビシリソ㊎	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料)	2
21/3/10	厚	動薬 ナナフロシン☆㊎、ピランテル☆	2
21/3/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ビコザマイシン☆㊎	1
21/3/19	-	オクラトキシンA◎、食品中のヒ素◎	2
21/3/24	厚	農薬 メコナゾール、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	3
21/3/24	厚	農薬及び動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

㊎は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/10/27	厚	農薬 トリシクラゾール<一部☆>	2
21/11/20	農	動薬 ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)、ピルビン酸メチル	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	5
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/25	厚	農薬 、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)■	
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆	2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシン☆■、ジョサマイシン☆■、チアムリン☆■	3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフオリポール☆■	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆■、β-アボ-8'-カルチン酸エチルエステル☆■、イノシトール☆■、カルシフェロール☆■、β-カルテン☆■、クエン酸☆■、コバラミン☆■、コリン☆<農薬用途もあり>■、酒石酸☆■、チアミン☆■、トウガラシ色素☆■、トコフェロール☆■、ナイアシン☆■、乳酸☆<農薬用途もあり>■、パントテン酸☆■、ビオチン☆■、ピリドキシン☆■、マリーゴールド色素☆■、メナジオン☆■、葉酸☆■、リボフラビン☆■、レチノール☆■	22
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシビル☆	2
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	5
22/3/23	厚	動薬 アプラマイシン☆■、フルメキン☆■	2
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆■	2

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。■は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆、ヘプタクロル☆	2
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	4
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆、メビンホス☆	4
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロビル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メペニピリウム☆	6
22/9/27	厚	農薬 キノクラミン<一部☆>、ジクロベニル<一部☆>、トリフルミゾール<一部☆>、DCIP☆、エトキシスルフロン☆、酸化フェンブタスズ☆	9
22/9/27	厚	農薬及び動薬 フェニトロチオン、フェノブカルブ	4
22/11/12	厚	農薬 チアクロプリド<一部☆>■、ファモキサドン<一部☆>■、イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ピリミジフェン☆、ビンクロゾリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	15
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬 キザロホップエチル☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動薬 フルバリネット<一部☆>■、クロルフェンビンホス☆、ジフルベンゾロン☆	8
22/12/10	厚・農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆<一部〈飼〉>、メトプレン☆<一部〈飼〉>	6
22/12/14	厚	かび毒 アフラトキシンM ₁	1
22/12/14	農	かび毒 アフラトキシンB ₁ (飼料中)	1
23/1/17	農	農薬 アセフェート☆、グルホシネット☆、フェンチオン☆	3
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル<一部☆>■、テブフェンピラド<一部☆>■、プロシミドン<一部☆>■、ホサロン<一部☆>■、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	6
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆▣、ゲンタマイシン☆▣、スピラマイシン☆▣、セフロキシム☆▣	4
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスマディファム☆	8
23/2/10	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル☆	2
23/2/14	農	農薬 フィプロニル〈飼〉<一部☆>	2
23/2/22	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネット耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワT304-40系統(食品・飼料)■	2

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。▣は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。▣は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
23/3/25	厚	農薬 プロピザミド■、キノメチオナート■<一部☆>、エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、ブロモキシニル☆、マラチオン☆	8
23/3/25	厚	動薬 ジミナゼン☆	1
23/3/31	－	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 β -apo-8'-カロテナール、カルミン	2
23/4/25	農	農薬 ブロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆	2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、酢酸カルシウム、酸化カルシウム、クエン酸三エチル	5
23/6/10	厚	農薬 プロピコナゾール■、イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	5
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100※■	1
23/7/12	厚・農	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統(食品・飼料)■	2
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 イソキサベン■、チアクロプリド■、アクリナトリン<一部☆>■、エポキシコナゾール<一部☆>■、セトキシジム<一部☆>、アシベンゾラル-S-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	17
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆、アルジカルブ☆	2
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。#

印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要の。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/11/18	厚	農薬 フルミオキサジン■、トアルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセットメチル☆、プロスルフロン☆、ヘキシチアゾクス☆	6
23/12/20	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し※	2
24/1/16	厚	微生物・ウイルス 食品中のリストeria・モノサイトゲネスに係る規格基準を設定すること	1
24/1/23	厚	農薬 ペンフルフェン■、フルオルイミド<一部☆>■	3
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 テフルベンズロン<一部☆>■、シハロトリン☆	3
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ダイアジノン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆、アラクロール☆	8
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆■	1
24/1/23	消	特定保健用食品 コタラエキス※■、キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>※■、キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>※■	3
24/1/31	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(食品)■	1
24/1/31	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(飼料)■	1
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、クロルプロマジン☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジクラズリル☆、ジメトリダゾール☆、トリクラベンダゾール☆、メトロニダゾール☆、ロニダゾール☆	9
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。■印は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
24/4/2	厚	添加物 アドバンチーム■、ひまわりレシチン■	2
24/4/9	厚	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(食品) ■	1
24/4/10	農	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(飼料) ■	1
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、キンクロラック☆、モリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	4
24/5/21	農	農薬 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	2
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	対象外物質 アザジラクチン☆	1
24/7/18	厚	農薬 フェノキサスルホン■、クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート<一部☆>■、クロフェンテジン☆、テフルトリニン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	10
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆肥、センデュラマイシン☆肥、バシトラシン☆肥	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆肥	1
24/7/18	厚	農薬及び動物用医薬品 フエンバレート☆	2
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆、フエンバレート<一部☆>	3
24/7/31	農	遺伝子組換え食品等 LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン ■	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリニン☆	1
24/8/21	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎ワクチン(ガルエヌテクト S95-IB) ■、モキシデクチニンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(サイデクチニンポアオン) ■	2
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、フルキサピロキサド■、オキシン銅<一部☆>■、カスガマインシン☆、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	9
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリニン☆	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
24/8/21	厚	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン、モキシデクチン☆、カルバ ドックス☆腮、サラプロキサシン☆腮、ネオマイシン☆腮	5
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆腮	1
24/9/12	厚	農薬及び飼料添加物 エトキシキン☆	2
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 プロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
24/9/24	消	特定保健用食品 素肌ウォーター※■	1
24/9/27	厚	添加物 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■	1
24/9/27	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナ ーゼ■	1
24/10/11	厚	動物用医薬品 馬鼻肺炎生ワクチン	1
24/10/11	農	動物用医薬品 馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP)■、牛伝染性鼻氣管炎・牛ウ イルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイル ス感染症混合ワクチン("京都微研"キャトルワイン-6)■	2
24/11/7	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(食品) ■、 <i>Bacillus subtilis</i> DTS1451(pHYT2G)株を利用して生産されたシクロデキストリング ルカノトランスクレーヴ■	2
24/11/7	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(飼料) ■	1
24/11/20	厚	動物用医薬品 牛伝染性鼻氣管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン	1
24/11/20	農	動物用医薬品 牛伝染性鼻氣管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエス ブイ2)■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条
第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価で
ある。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。腮は
肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/12/12	厚	添加物 グルタミルバリルグリシン■	1
24/12/12	厚	動物用医薬品 牛伝染性鼻氣管炎・牛ウイルス性下痢・粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン、フルニキシンメグルミン	2
24/12/12	農	動物用医薬品 牛伝染性鼻氣管炎・牛ウイルス性下痢・粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”カーフワイン6)■、フルニキシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペースト)■	2
24/12/25	厚	遺伝子組換え食品等 ARG-No.3 株を利用して生産された L-アルギニン■	1
25/1/24	厚	遺伝子組換え食品等 RN-No.1 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム■、RN-No.1 株を利用して生産された 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム■	2
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロバトリン☆、ヘプタクロル☆	6
25/1/30	農	動物用医薬品 イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”マリナ-4)■、エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)■	2
25/1/30	厚	農薬 シアントラニリプロール■、ベンチオピラド■、メパニピリム■、チフェンスルフロンメチル<一部☆>■、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロバトリン☆、プロメトリン☆	9
25/1/30	厚	農薬及び動物用医薬品 エトキサゾール	2
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メクロプラミド☆、イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン	4
25/2/19	農	ブリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用※	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスマチル☆、フルシリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニュロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	農薬及び動物用医薬品 ダイアジノン☆	2
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆、ラサロシド☆	2
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスマチル☆	2
25/3/18	農	特定農薬 電解次亜塩素酸水、エチレン、焼酎	3
25/3/18	環	特定農薬 電解次亜塩素酸水、エチレン、焼酎	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したものののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム<一部☆>★	2
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ★	1
24/7/24～8/22	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(食品) ■★	1
25/1/29～2/27	対象外物質 イノシトール☆■★、コバラミン☆■★、チアミン☆■★、ナイアシン☆■★、パントテン酸☆■★、ビオチン☆■★、ピリドキシン☆■★、葉酸☆■★、リボフラビン☆■★	9
25/2/5～3/6	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統■(食品)★	1
25/2/19～3/20	添加物 酢酸カルシウム★、酸化カルシウム★	2
25/2/19～3/20	農薬 フアモキサドン<一部☆>■★、フルキサピロキサド■★	3
25/2/19～3/20	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクト S95-IB) ■★、鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン★、馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP) ■★、馬鼻肺炎生ワクチン★、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティースブイ2) ■★、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン★	6
25/2/19～3/20	遺伝子組換え食品等 ARG-No.3 株を利用して生産された L-アルギニン■★	1
25/2/26～3/27	化学物質・汚染物質 ジクロロ酢酸★	1
25/2/26～3/27	薬剤耐性菌 センデュラマイシンナトリウム※★、ラサロシドナトリウム※★	2
25/3/5～4/3	遺伝子組換え食品等 RN-No.1 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム■、RN-No.1 株を利用して生産された 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム■	2
25/3/5～4/3	動物用医薬品及び飼料添加物 ビコザマイシン☆■	1
25/3/12～4/10	農薬 オキシン銅<一部☆>■、フルメツラム☆、ペンルルフェン☆	4
25/3/19～4/17	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”カーフワイン6)■	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食品 健康 影響 評価 の 対象
15/7/24	厚	添加物 メチルヘスペリジン、コウジ酸
15/7/24	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン／ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
15/7/24	厚	かび毒 パツリン
15/7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/8/28	厚	添加物 アセスルファムカリウム
15/8/28	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/9/4	厚	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保 ※
15/9/11	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーローステ、エコナマヨネーズタイプ
15/9/18	厚	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
15/9/25	厚	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること ※
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/1/15	厚	農薬 ピリダリル
16/1/15	厚・農	動物用医薬品 イミダクロプロピドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
16/1/15	厚	微生物 疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
16/1/15	農	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入 ※
16/2/5	厚	特定保健用食品 プレティオ、マイinz<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギヤバ
16/2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
16/2/26	厚・農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビプリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
16/3/11	厚	特定保健用食品 LC1 ヨーグルト、グリコ ヨーグルト GCL1001

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/3/11	厚・農	飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/3/18	農	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
16/3/25	厚・農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性 ※
16/3/25	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※
16/4/8	厚	特定保健用食品 ピュアセレクトサラリア、リセッタ 健康ソフト、オリゴメイト S-HP
16/4/22	厚・農	動物用医薬品 ふぐ目魚類用フェバンシルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16/4/22	厚	特定保健用食品 チチヤス低糖ヨーグルト、クエーカーオートミール、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入り ミックスコーヒー、リポスルー
16/5/20	厚	農薬 ボスカリド
16/5/27	厚	添加物 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
16/5/27	厚	添加物 イソブタノール
16/5/27	厚	添加物 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン
16/6/10	厚	特定保健用食品 ヘルシープラス 野菜 MIXゼリー、毎日海菜 海苔ペプチド、キューピーコントロール
16/6/10	厚	遺伝子組換え食品等 LLCotton25(除草剤耐性わた)
16/6/17	厚・農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎ワクチン、豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パストレラ症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/6/17	厚	シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品 ※
16/6/24	農	豚由来たん白質等の飼料への利用について
16/6/24	厚	特定保健用食品 キシリッッシュプラスエフ ナチュラルミント
16/7/2	厚	添加物 アカネ色素
16/7/8	厚・農	動物用医薬品 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤
16/7/22	厚	農薬 エチプロール
16/7/29	厚	添加物 ステアリン酸カルシウム
16/7/29	厚・農	動物用医薬品 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤
16/9/2	厚	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/9/2	厚・農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン、鶏サルモネラ症(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/9/9	厚	添加物 プロパンノール
16/9/9	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統
16/9/9	厚	遺伝子組換え食品等 鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
16/9/9	厚・農	日本における牛海绵状脳症(BSE)対策について◎
16/9/16	厚	特定保健用食品 健康道場 おいしい青汁、ゴマペプ茶
16/10/7	厚	農薬 トルフェンピラド
16/10/14	厚	特定保健用食品 ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園 TACC 茶
16/10/21	農	肥料 鉱さいりん酸肥料、腐植酸りん肥
16/11/4	厚	農薬 シアゾフアミド
16/11/4	厚	動物用医薬品 塩酸ラクトバミン
16/11/18	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム
16/11/18	厚	特定保健用食品 DHA入りリサーラソーセージ
16/11/18	厚	特定保健用食品 キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK2
16/12/2	厚・農	動物用医薬品 豚ボルデテラ感染症・豚パストレラ症・豚丹毒混合(アジュバント加)不活化ワクチン、ぶりビブリオ病不活化ワクチン、ひらめβ溶血性レンサ球菌病不活化ワクチン
16/12/2	厚	遺伝子組換え食品等 PLA2(ホスホリパーゼ A2)
16/12/9	厚	添加物 イソプロパンノール
16/12/9	厚	添加物 亜酸化窒素
16/12/9	厚・農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノビリス IA inac、AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミューン AIV)、孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤
16/12/16	厚	農薬 フェンアミドン
17/1/6	厚	農薬 ビフェナゼート

注:◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品 健康 影響 評価 の 対象
17/1/6	農	動物用医薬品 ・「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ND・IB生ワクチン「NP」)、・「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン(“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C)」、・豚ボルデテラ感染症・豚パストレラ症混合(アジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバックAR4)、・パストレラ・ムルトシダ(アジュバント加)トキソイド(豚パストレラトキソイド“化血研”)、・鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))、・前葉性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤(アントリンR・10)、・ウラジロガシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤(ウロストン2品目)、・プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用臍内挿入剤(イージーブリード)
17/1/27	厚	農薬 クロチアニジン
17/1/27	厚	特定保健用食品 プリトロール
17/1/27	農	動物用医薬品 ・牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン)、・牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン(日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研”牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン)、・鶏伝染性気管支炎生ワクチン(IB TM生ワクチン“化血研”)
17/2/3	厚	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正
17/2/17	厚	農薬 プロヒドロジャスモン
17/3/3	厚	特定保健用食品 松谷のおそば、黒烏龍茶
17/3/10	厚	添加物 ヒドロキシプロピルセルロース
17/3/10	厚	動物用医薬品 ピルリマイシン
17/3/17	厚	添加物 イソアミルアルコール、2,3,5-トリメチルピラジン、アミルアルコール
17/3/17	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種
17/3/31	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/4/28	厚	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、ブレンディスタイル低糖タイプ、食物せんいのおいしい水
17/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統を掛け合わせた品種
17/5/6	厚	添加物 ナタマイシン
17/5/6	環	土壤残留に係る農薬登録保留基準の見直し

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/5/6	厚・農	我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価について※
17/5/12	厚	特定保健用食品 ラクトールガムストロングミント、ラクトールガムマイルミント、アミールS 健康野菜100
17/5/19	農	動物用医薬品 ・ リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン20%(原液))及び豚の飼料添加剤(動物用フルモチルプレミックス-20、同一-50、同一-100)
17/5/19	厚・農	鶏の産卵低下症候群-1976(油性アジュバント加)不活化ワクチン(オイルバックスEDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン)
17/5/19	厚	微生物 調製粉乳のセレウス菌規格基準
17/5/26	厚	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
17/6/9	厚・農	動物用医薬品 豚ボルデテラ感染症不活化・パストレラ・マルシタトキソイド混合(油性アジュバント加)ワクチン(日生研 ARBP 不活化ワクチン ME)
17/6/16	厚	農薬 ジノテフラン
17/6/30	厚	農薬 カズサホス
17/7/7	厚	特定保健用食品 リメイクコレステブロック粒
17/7/14	農	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸シフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散 25%) *
17/7/21	厚	添加物 アセトアルデヒド
17/7/28	厚	農薬 ピリダリル
17/7/28	農	1000℃以上で焼却処理された肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること※
17/8/4	厚	魚介類等に含まれるメチル水銀※
17/8/4	厚・農	・動物用医薬品 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生ワクチン(パラコックス-5)
17/8/5	厚	構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝
17/8/18	厚	添加物 2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン
17/8/18	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統
17/8/18	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グルホシネット耐性ワタLLCotton25、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統
17/8/25	厚	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシン
17/9/22	厚	添加物 ブタノール
17/9/22	厚	農薬 ピラクロストロビン

注：*印は耐性菌に関する評価を除く。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品 健康 影響 評価 の 対象
17/9/22	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/9/22	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種
17/10/6	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7</i> 、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統
17/10/13	厚	遺伝子組換え食品等 α -アミラーゼ LE399
17/10/20	厚・農	マイクロプラズマ・シノビエ凍結生ワクチン(MS生ワクチン(NBI))
17/10/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種
17/11/2	農	肥料 けい酸加里肥料、熔(よう)成けい酸加里肥料
17/11/24	厚・農	動物用医薬品 オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサルジン液) *
17/11/24	厚・農	動物用医薬品 豚流行性下痢生ワクチン(日生研PED生ワクチン)
17/11/24	厚・農	動物用医薬品 塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤(水産用ポトチム)
17/11/24	厚	動物用医薬品 マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン
17/12/ 1	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7</i> を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7</i> とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7</i> とトウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
17/12/8	厚	農薬 オリサストロビン
17/12/8	厚・農	・現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※ ・現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※
17/12/15	厚	遺伝子組換え食品等 L-アルギニン、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統を掛け合わせた品種

注： *印は耐性菌に関する評価を除く。

※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/12/15	農	遺伝子組換え飼料 ワタ281、ワタ3006、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7</i> 、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017
17/12/22	農	チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン)、牛の注射剤(ミコチル300注射液)
18/1/19	厚	農薬 フロニカミド
18/1/26	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種
18/3/2	厚	特定保健用食品 燕龍茶レベルケア
18/3/9	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン
18/3/9	厚・農	動物用医薬品 鶏大腸菌症不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーEC)
18/3/30	厚	添加物 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム
18/4/27	厚	農薬 メトコナゾール
18/4/27	厚	微生物・ウィルス 小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品
18/5/11	厚	農薬 シアゾフアミド
18/5/11	厚	特定保健用食品 オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、イソフラボンみそ、大豆イソフラボン40
18/5/18	厚・農	動物用医薬品 エンロフロキサシン *
18/5/18	厚・農	動物用医薬品 エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
18/5/18	厚	遺伝子組換え食品等 L-グルタミン
18/6/8	厚・農	動物用医薬品 ドラメクチンを有効成分とする製造用原体(ドラメクチン)ならびに牛及び豚の注射剤(デクトマックス)
18/6/8	厚	特定保健用食品 ガイオ タガトース
18/6/15	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 及び関する措置
18/6/22	厚・農	動薬 d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ダルマジン)
18/6/22	農	動物用医薬品 鶏マレック病凍結生ワクチン(ポールバックMDcvI)
18/6/22	厚	特定保健用食品 ステイバランスRJ
18/7/20	農	動薬 イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(アイボメトックトピカル)
18/7/27	厚	除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統及びチョウ目害虫抵抗性ワタ15985 系統を掛け合わせた品種
18/8/10	厚	コエンザイムQ10 ※
18/8/24	厚	添加物 ヒドロキシプロピルメチルセルロース
18/8/31	厚・農	動物用医薬品 ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン

注: *印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
18/9/21	厚	添加物 酢酸 α-トコフェロール(<i>d</i> 体及び <i>d,l</i> 体に限る。)	
18/9/21	農	家畜等に給与するモネンシンナトリウムによる薬剤耐性菌	※
18/10/12	厚	添加物 2-メチルブタノール	
18/10/19	厚	添加物 ネオテーム	
18/10/26	厚	農薬 ノバルロン <一部☆>	2
18/10/26	厚	農薬 フルベンジアミド	1
18/10/26	厚	農薬 ボスカリド <一部☆>	2
18/11/16	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル	1
18/11/16	厚・農	動物用医薬品 鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン(ノビリス TRT・1000)	2
18/11/16	厚・農	動物用医薬品 豚のアクチノバシラス・ブルロニューモニエ感染症不活化ワクチン(ポーシリス APP、ポーシリス APP「IV」)	2
18/11/16	厚・農	動物用医薬品 豚オーエスキ一病生ワクチン(スバキシン オーエスキ一 フォルテ、スバキシン オーエスキ一 フォルテ ME)	2
18/11/30	厚	動物用医薬品 イベルメクチン<一部☆>	2
18/11/30	厚・農	動物用医薬品 イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイバランゴールド) <一部☆>	3
18/11/30	厚・農	動物用医薬品イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス) <一部☆>	3
18/11/30	厚・農	動物用医薬品 プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサール、ハダクリーン) <u>2</u>	※11/30 の 3 剤合計で8案件
18/12/7	厚	添加物 イソブタナール	1
18/12/7	厚	農薬 クロチアニジン <一部☆>	2
18/12/7	厚	農薬 ビフェナゼート <一部☆>	2
18/12/14	厚・農	動物用医薬品 フルニキシンメグルミン<一部☆>	3
18/12/14	厚・農	動物用医薬品 ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤(プリオザイム)	2
18/12/21	厚	農薬 アゾキシストロビン <一部☆>	3
18/12/21	厚	食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正	1
19/1/18	厚・農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))	2
19/1/18	厚・農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(2価MD生ワクチン(HVT+SB-1))	2
19/1/18	厚・農	動物用医薬品 豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン(日生研TGE・PED混合生ワクチン、スイムジエンTGE/PED)	2

注：※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象
19/1/18	厚・農	動物用医薬品 豚オーエスキ一病不活化ワクチン(“京都微研“豚オーエスキ一病不活化ワクチン”)
19/1/18	厚・農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) <一部☆> 2
19/1/18	厚	特定保健用食品 明治満足カルシウム 1
19/1/18	厚	特定保健用食品 カルシウム強化スキム 1
19/1/25	厚	添加物 次亜塩素酸水
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-バリン
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-ロイシン
19/2/15	厚	遺伝子組換え食品等 ジェランガム K3B646
19/2/22	厚	農薬 カズサホス 1
19/2/22	厚	特定保健用食品 キリン ブナハリ茸
19/3/8	厚	器具・容器包装 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正(ポリエチレンテレフタレートの追加)
19/3/15	厚	清涼飲料水関連9品目 四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、塩素(残留塩素)
19/3/15	厚	水道に供給される水の水質基準の設定(塩素酸)
19/3/15	厚・農	飼料添加物 グルコン酸カルシウム、ギ酸カルシウム、二ギ酸カリウム 6
19/3/22	厚	添加物 ブタナール
19/3/22	厚	農薬 クロルピリホス<一部☆> 3
19/3/22	厚・農	動薬 メロキシカムを主成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)<一部☆> 3
19/3/22	厚・農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(鳥インフルエンザワクチン「北研」) 2
19/3/22	厚・農	動物用医薬品 豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・プラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシュアプラス B) 2
19/3/23	厚	動物用医薬品/飼料添加物 アボパルシン ☆ 2
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 SPEZYME FRED TM (α-アミラーゼ) 1
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシLY038系統 1
19/4/5	厚	農薬 ジメトモルフ <一部☆> 2
19/4/19	厚	農薬 シフルメトフェン 1
19/4/19	厚	農薬 フルフェノクスロン<一部☆> 2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
19/4/26	厚	農薬 フエンブコナゾール<一部☆>	2
19/5/10	厚	特定保健用食品 毎日コツコツふりかけ	1
19/5/10	厚	動物用医薬品 トルトラズリル☆、ニトロフラン類☆	2
19/5/10	厚	農薬 ピフェントリン<一部☆>	2
19/5/17	厚	農薬/動薬 アミトラズ ☆	2
19/5/17	農	動薬 アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)	1
19/5/17	厚・農	動薬 トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)、豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン(ポーシリス ERY、ポーシリス ERY「IV」)	4
19/5/17	厚・農	動薬 リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤(ミコラル経口液、経口用ミコラル)<一部☆>	2
19/5/24	厚	農薬 ジクロトホス☆、シニドンエチル☆	2
19/5/31	厚	農薬 ウニコナゾールP<一部☆>、トルフェンピラド<一部☆>	4
19/5/31	厚	動薬 カナマイシン☆、パロモマイシン☆、ベンジルペニシリン☆、エチプロストントロメタミン☆	4
19/5/31	農	動薬 エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤(プロスタベットC)及び豚の注射剤(プロスタベットS)	1
19/6/7	厚	添加物 ポリソルベート類	4
19/6/7	農	遺伝子組換え飼料 高リシントウモロコシ LY038	1
19/6/14	厚	農薬 イミダクロプリド<一部☆>	2
19/6/21	厚	農薬 フェンヘキサミド<一部☆>	2
19/6/28	厚	農薬 スピロメシフェン<一部☆>	2
19/6/28	厚・農	動薬 マレック病・鶏痘混合生ワクチン(日生研イノボMD2価・FPワクチン)	2
19/7/5	厚	農薬 テブコナゾール<一部☆>	2
19/7/12	厚	遺伝子組換え食品 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ 6275 系統(食品)、プロテアーゼ	2
19/7/19	厚	農薬 メタアルデヒド<一部☆>	2
19/7/19	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ 6275 系統(飼料)	1
19/7/26	厚	添加物 ケイ酸カルシウム	1
19/7/26	厚	農薬/動薬 ジノテフラン	2
19/7/26	農	動薬 ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)	1
19/8/2	厚	農薬 ピラクロニル、ピリプロキシフェン<一部☆>	4
19/8/2	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統	1
19/8/2	厚	特定保健用食品 おなか納豆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
19/8/9	厚	農薬 クミルロン<一部☆>、ペノキスラム<一部☆>	4
19/8/9	厚・農	動薬 マルボフロキサシン ☆、マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤(マルボシル2%、同10%)*	1
19/8/9	農	遺伝子組換え飼料 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604	1
19/8/23	厚	添加物 L-アスコルビン酸カルシウム	1
19/8/23	厚	農薬 シメコナゾール<一部☆>、フルリドン☆	3
19/8/30	厚	農薬 キノキシフェン☆	1
19/8/30	厚・農	動薬 フロルフェニコール<一部☆>、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール) *、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)*	3
19/9/6	厚	農薬 ニトラピリン☆、シアゾファミド、ノバルロン	3
19/9/6	厚・農	動薬 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(イングルバックPRRS生ワクチン)	2
19/9/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統	1
19/9/13	厚	農薬 アメトリノン☆	1
19/9/13	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統	1
19/9/20	厚	農薬 フルオピコリド	1
19/9/20	厚・農	動薬 豚オーエスキ一病(gl-,tk-)生ワクチン(ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50)、鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン(ノビリス CAV P4)、ヒアルロン酸ナトリウム及びヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤(ハイオネート)	6
19/9/20	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種	4
19/9/27	厚	農薬 クロルフェナピル<一部☆>	2
19/9/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統	1
19/10/4	厚	農薬 ベンチオピラド	1
19/10/4	厚・農	動薬 α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合・(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノルバックス 類結/レンサ Oil)、チアンフェニコール<一部☆>、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)*	5

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
19/10/4	農	プリオン 豚由來たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価について	1
19/10/4	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統	1
19/10/11	厚	農薬 オキサジアルギル、ビフェナゼート、ピリダリル<一部☆>、メトナゾール	5
19/10/18	厚	農薬 クロマフェノジド<一部☆>、メキシフェノジド<一部☆>	4
19/10/25	厚	農薬 アミスルプロム、チアジニル<一部☆>	3
19/10/25	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシ LY038 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種	1
19/11/1	厚	添加物 水酸化マグネシウム	1
19/11/8	厚	農薬 ダイムロン、テブフェノジド<一部☆>	4
19/11/15	厚	農薬 アゾキシストロビン	1
19/11/29	厚	添加物 加工デンプン(アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプンに限る。)	11
19/11/29	厚	農薬/動薬 シロマジン<一部☆>	4
19/11/29	農	動薬 シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラバーデックス1%)	1
19/12/13	厚	農薬 カルプロパミド<一部☆>、チオベンカルブ<一部☆>	5
19/12/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とを掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統とを掛け合わせた品種	2
19/12/13	厚	特定保健用食品 明治リカルデント _{TM} ミルク	1
19/12/20	厚	農薬 イミベンコナゾール☆、ピラフルフェンエチル<一部☆>、フルトラニル<一部☆>	6
19/12/20	厚	動薬 セフオペラゾン☆	1
19/12/20	厚	遺伝子組換え食品等 PHE-No.1 株を利用して生産された L-フェニルアラニン	1
19/12/20	厚	特定保健用食品 モーニングバランス	1
20/1/10	厚	農薬 インダノファン、ジチオピル<一部☆>、プロモブチド<一部☆>	5
20/1/10	厚	動薬 グリチルリチン酸モノアンモニウム、グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン)	2
20/1/10	厚	動薬 孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤	1
20/1/10	厚・農	動薬 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症(カルボキシビニルポリマー・アジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバック サーコフレックス)	2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象
20/1/10	厚	遺伝子組換え食品等 GR-No.1 株により生産されたグアノシンを原料として製造された 5'リボヌクレオチド二ナトリウム(5'イノシン酸二ナトリウム及び5'グアニル酸二ナトリウムの混合物) 1
20/1/17	厚	農薬 エスプロカルブ、シエノピラフェン、シラフルオフェン<一部☆>、ピリフタリド☆ 6
20/1/24	厚	動薬/飼料添加物 コリスチン☆ 2
20/1/31	厚	添加物 ナイシン 1
20/1/31	厚	農薬 フルベンジアミド 1
20/2/21	厚	農薬/動薬 エトキサゾール ☆ 1
20/2/21	厚	農薬 カフェニストロール 2
20/2/28	厚	農薬 エチプロール<一部☆>、クロチアニジン 3
20/2/28	厚	農薬/動薬 イソプロチオラン<一部☆> 3
20/3/13	厚	添加物 L-グルタミン酸アンモニウム 1
20/3/13	厚	農薬 ジメトモルフ、ベンゾビシクロロン☆、ベンチアバリカルブイソプロピル、メフェナセット 5
20/3/13	厚	動薬 プロチゾラム ☆ 1
20/3/13	農	動薬 プロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤(メデランチル) 1
20/3/27	厚	添加物 バレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド 2
20/3/27	厚	農薬 オリサストロビン 1
20/3/27	厚・農	動薬 鶏サルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィリウム)(アジュバント加)不活化ワクチン("京都微研"ポールセーバーSE/ST) 2
20/3/27	厚	動薬 ピルリマイシン 1
20/4/3	厚	農薬 インドキサカルブ<一部☆>、チアメトキサム<一部☆> 4
20/4/10	厚	動薬 ベンゾカイン☆ 1
20/4/10	厚・農	動薬 豚サーコウイルス(2型)感染症不活化ワクチン(油性アジュバント加懸濁用液)(サーコバック) 2
20/4/17	厚	動薬 トルトラズリル 1
20/4/17	厚	清涼飲料水関連 1,1,2-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-t-ブチルエーテル、ホルムアルデヒド、銅 5
20/4/24	厚	農薬 フェンアミドン<一部☆>、ベンフレセート 3
20/4/24	農	動薬 フルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(フォーベット 50 注射液) 1
20/5/1	厚	農薬 メタミドホス☆ 1
20/5/8	農	動薬 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー) * 1
20/5/15	厚	農薬 ジクロルミド☆、ハロスルフロンメチル<一部☆>、ブロフェジン<一部☆> 6

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
20/5/15	厚	遺伝子組換え食品等 WSH 株を利用して生産された L-セリン	1
20/5/22	厚・農	動葉 豚オーエスキ一病(g I - , t k -)生ワクチン(ポーシリス Begonia IDAL・10、 ポーシリス Begonia IDAL・50)	2
20/5/22	厚	動葉 dl-クロプロステノール、バルネムリン☆	2
20/5/22	農	動葉 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤(マリンバンテル)の 再審査	1
20/5/29	厚	水道により供給される水の水質基準の改正 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレ ン(シス体及びトランス体)	2
20/6/5	厚	動葉 リファキシミン☆	1
20/6/5	厚・農	動葉 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(6/85 株)生ワクチン(ノビリス MG6/85)の 再審査、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(G210 株)生ワクチン("京都微研"ポー ルセーバーMG)の再審査、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI)、トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)の再審査	8
20/6/5	農	動葉 トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、 豚用バイコックス)	1
20/6/19	厚	添加物 亜塩素酸水	1
20/6/19	厚	清涼飲料水関連 亜塩素酸、二酸化塩素	2
20/6/19	厚	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物 質(動葉/飼料添加物) アスコルビン酸☆	2
20/6/19	農	飼料添加物 L-アスコルビン酸ナトリウム	1
20/6/26	厚・農	飼料添加物 タウリン、 飼料添加物アスタキサンチン、カンタキサンチン、dl- α -トコフェロールの製剤の賦形物 質とするリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム	3
20/7/3	厚	農葉 カズサホス、フェンブコナゾール、フロニカミド	3
20/7/3	厚	汚染物質 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保	1
20/7/10	厚	添加物 ステアロイル乳酸ナトリウム	1
20/7/17	厚	農葉 フルセトスルフロン、マンジプロパミド	2
20/7/24	厚	農葉 1-ナフタレン酢酸<一部☆>	2
20/7/24	厚	農葉/動物用医薬品 オキソリニック酸<一部☆>	3
20/7/24	厚・農	動葉 プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグ ネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャージ)、プロピオン酸カルシウ ム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム、酸化マグネシウム	5
20/7/31	厚	添加物 2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン	3
20/7/31	農	農葉 トリフロキシストロビン<一部☆>	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象
20/8/7	厚・農	動薬 ミロサマイシン<一部☆>、ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイプラビン注 100)、ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤(みつばち用アピテン)の再審査 4
20/8/7	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Streptomyces violaceoruber</i> (pNAG)株を利用して生産されたキチナーゼ 1
20/8/21	厚	農薬 オキサジクロメホン<一部☆>、ゾキサミド☆ 3
20/8/28	厚	農薬 アセタミプリド☆、チアゾピル☆、メタフルミゾン 3
20/9/4	厚	農薬 トリルフルアニド<一部☆>、プロポキシカルバゾン☆ 3
20/9/11	厚	農薬 アセキノシル<一部☆>、ピリブチカルブ 4
20/9/11	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604(食品) 1
20/9/25	厚	農薬 オキサジアゾン<一部☆>、カルボキシン☆ 3
20/9/25	厚	清涼飲料水関連 カドミウム 1
20/9/25	厚・農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604(飼料)、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種 4
20/9/26	農	微生物・ウイルス 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜としてきじ、だちょう及びほろほろ鳥を追加すること 1
20/10/2	厚	農薬 クロフェンセット☆、フルフェンピルエチル☆ 2
20/10/9	厚	農薬 クロラントラニリプロール、ピリプロキシフェン、プレチラクロール 4
20/10/16	厚	農薬 フルアクリピリム☆、ベンシクロン<一部☆> 4
20/10/23	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ B.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した2品種は除く。) 1

注: ※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
20/11/6	厚	清涼飲料水関連 ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、臭素酸、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トルエン	7
20/11/13	厚	農薬 イミシアホス、フェリムゾン<一部☆>	3
20/11/20	厚	添加物 ソルビン酸カルシウム	1
20/11/20	厚	農薬 ピラスルホトール	1
20/11/27	厚	添加物 2-エチルピラジン、2-メチルピラジン	2
20/11/27	厚	農薬 EPN、フェノキサニル	3
20/11/27	厚	遺伝子組換え食品等 HIS-No.1 株を利用して生産された L-ヒスチジン塩酸塩	1
20/12/4	厚	農薬 フェントラザミド、ヨウ化メチル	2
20/12/11	厚	農薬 ジクロスマム☆、ヘキサジノン☆	2
20/12/18	厚	農薬 ジクロシメント、メフェンピルジエチル☆	2
20/12/18	厚・農	動薬 オメプラゾール、オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤(ガストロガード)、イミドカルブ☆、セフキノム☆、硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン／セファガード)の再審査*	5
21/1/8	厚	農薬 クロルエトキシホス☆、プロヒドロジャスモン、プロファム☆	3
21/1/15	厚	農薬 スピネトラム、トリプホス☆	2
21/1/22	厚	添加物 2-ペンタノール、2-メチルブチルアルデヒド	2
21/1/22	厚	農薬 ルフェヌロン<一部☆>	2
21/1/22	厚・農	動薬 鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン(ノビリス AE+POX)、鶏伝染性気管支炎(AK01株)生ワクチン(アビテクトIB/AK)、塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リングル-V 注射液)、塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、酢酸ナトリウム	9
21/1/29	厚・農	動薬 豚パルボウイルス(油性アジュバント加) 不活化ワクチン(パルボテック)	2
21/2/5	厚	農薬 ノバルロン、メタルアルデヒド	2
21/2/12	厚	農薬 ブタミホス<一部☆>	3
21/2/12	厚	遺伝子組換え食品等 ILE-No. 1株を利用して生産されたL-イソロイシン	1
21/2/19	厚	農薬 テフリルトリオン	1
21/2/19	厚	動薬 ラフォキサニド☆	1
21/2/19	厚	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(動薬/飼料添加物) タウリン	2
21/2/26	厚・農	動薬 エプリノメクチン<一部☆>、エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤(エプリネックス トピカル)	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き:~平成20年度まで)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
21/3/5	厚	農薬 メタラキシル及びメフェノキサム<一部☆>	3
21/3/5	厚	動薬 オキシベンダゾール☆	1
21/3/5	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5(飼料)	1
21/3/12	厚	農薬 シメコナゾール	1
21/3/19	厚	農薬 トリフルスルフロンメチル☆、ピラクロストロビン、ボスカリド	3
21/3/19	厚	かび毒 総アフラトキシン(アフラトキシン B ₁ ,B ₂ ,G ₁ 及び G ₂)	1
21/3/26	厚	農薬 プリミスルフロンメチル☆、メソトリオン<一部☆>、レピメクチン	4
21/3/26	厚	動薬 テルデカマイシン☆	1
21/3/26	厚	飼料添加物 デストマイシンA☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
21/4/2	厚	添加物 プロピオンアルデヒド	1
21/4/2	厚	農薬 パクロブトラゾール<一部☆>、ミルベメクチン<一部☆>	4
21/4/9	厚	農薬 アジムスルフロン☆	1
21/4/9	厚・農	鶏伝染性気管支炎生ワクチン(4-91 株)(ノビリス IB4-91)の再審査	2
21/4/16	厚	農薬 シフルフェナミド☆、プロスルホカルブ	2
21/4/23	厚	農薬 イプロベンホス<一部☆>	2
21/4/30	厚	農薬 イソチアニル	1
21/4/30	厚	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒)	1
21/4/30	厚	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:仙生露顆粒ゴールド及びアガリクスK 2ABPC 顆粒)※	2
21/5/14	厚	農薬 エスプロカルブ、スピロテトラマト	2
21/5/14	厚	遺伝子組換え食品等 GGI 株を利用して生産された L-グルタミン	1
21/5/21	厚	添加物 6-メチルキノリン	1
21/5/21	厚	農薬 ミクロブタニル☆、クロラヌスラムメチル☆	2
21/5/28	厚	農薬 アジンホスメチル☆	1
21/6/4	厚	新開発食品 グルコバスター カプセル	1
21/6/11	厚	農薬 ジメテナミド<一部☆>	2
21/6/18	厚	動薬 クレンブテロール☆	2
21/6/18	農	塩酸クレンブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチブルミン-シロップ)の再審査、塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)の再審査	2
21/6/25	厚	農薬 スピロメシフェン、ビフェントリン	2
21/6/25	厚	動薬 カルプロフェン☆	1
21/6/25	厚	飼料添加物 ノシヘプタイト☆	1
21/6/25	内厚農	体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性※	1
21/6/25	厚・農	微生物・ウイルス 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価(鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ)①	(1)
21/7/9	厚	農薬 プロパモカルブ<一部☆>、農薬 メチオカルブ☆	3
21/7/9	厚	遺伝子組換え食品等 パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統	1
21/7/16	厚	添加物 フルジオキソニル	1
21/7/16	農	農薬 フルジオキソニル☆、フルシラゾール<一部☆>	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。①印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
21/7/23	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム、3-メチル-2-ブタノール	2
21/7/23	厚	農薬 クロメプロップ<一部☆>、プロチオコナゾール	3
21/7/30	厚	農薬 ピリフルキナゾン、メトラクロール<一部☆、(清涼飲料水)>	4
21/7/30	厚	動薬 カラゾロール☆	1
21/7/30	厚	遺伝子組換え食品等 XAS 株を利用して生産されたヘミセルラーゼ	1
21/8/6	厚・農	動薬 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))の再審査、動薬 豚サーコウイルス(2型)感染症(1型-2型キメラ)(デキストリン誘導体アジュバント加)不活化ワクチン(スバキシン PCV2/スバキシン PCV2 FDAH)、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクト NB/TM)	6
21/8/6	厚	動薬 牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤	1
21/8/20	厚	汚染物質 米のカドミウムの成分規格の改正	1
21/8/20	厚	清涼飲料水関連 クロロホルム、プロモジクロロメタン、ジプロモクロロメタン、プロモホルム、総トリハロメタン	5
21/8/27	厚	添加物 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン	1
21/8/27	厚	農薬 ベンダイオカルブ☆、ピリミスルファン	2
21/8/27	厚	新開発食品 ヘルシアコーヒー 無糖ブラック、ヘルシアコーヒー マイルドミルク、麦の葉うまれの食物繊維	3
21/9/3	厚	農薬 ピリプロキシフェン	1
21/9/3	厚	遺伝子組換え食品等 pCHI 株を利用して生産されたキチナーゼ	1
21/9/10	厚	農薬 アミスルブロム	1
21/9/10	厚・農	動薬 性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤(インプロバック)	2
21/10/1	厚	動薬 ケトプロフェン☆、ピペラジン☆	2
21/10/1	厚	動薬/飼料添加物 オラキンドックス☆	2
21/10/1	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統と除草剤グルホシネット耐性トウモロコシT25系統を掛け合わせた品種	1
21/10/8	厚	添加物 2-エチル-5-メチルピラジン	1
21/10/15	厚	汚染物質 カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正について	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
21/10/22	厚	農薬 キザロホップエチル<一部☆>、ペントキサゾン、トリネキサパックエチル☆	4
21/10/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統	1
21/10/29	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統	1
21/11/5	厚	農薬 クロルフェナピル	1
21/11/5	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム、PHE-No.2 株を利用して生産された L-フェニルアラニン、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統	3
21/11/12	厚	添加物 イソペンチルアミン	1
21/11/12	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統	1
21/11/19	厚	農薬 エトフェンプロックス<清涼飲料水>	2
21/12/3	農	農薬 チジアズロン☆	1
21/12/3	厚・農	動薬 ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミューンN)	2
21/12/3	厚	遺伝子組換え食品等 ARG-No.2 株を利用して生産された L-アルギニン	1
21/12/17	厚	農薬 1-メチルシクロプロパン、メプロニル<一部☆><清涼飲料水>	4
22/1/7	厚	農薬 塩酸ホルメタネート☆、メキシフェノジド	1
22/1/7	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した4品種は除く。)	1
22/1/14	厚	農薬 シエノピラフェン	1
22/1/14	厚	動薬 フルベンダゾール☆	1
22/1/21	厚	添加物 ケイ酸マグネシウム	1
22/1/21	厚	農薬 シフルメトフェン	1
22/1/28	厚	農薬 アズキシストロビン、プロピリスルフロン	2
22/1/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統と除草剤グルホシネット耐性ワタ LL Cotton25 系統を掛け合わせた品種■	1
22/1/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5(食品)	1
22/2/18	農	動薬 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)の再審査(抗菌性の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会。今後、薬剤耐性菌の審議が必要)■ (1)	

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度終わり)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
22/2/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した4品種は除く) ■	1
22/2/25	厚	農薬 グルホシネート<一部☆>、スピネトラム	2
22/2/25	厚・農	我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価(オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー)◎	8
22/3/4	厚	添加物 ブチルアミン	1
22/3/4	厚	農薬 メトミノストロビン<一部☆>	2
22/3/4	厚	動薬 メベンダゾール☆	1
22/3/11	厚	遺伝子組換え食品等 高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1(食品)	1
22/3/18	厚	添加物 フェネチルアミン	1
22/3/18	厚	農薬 シアゾファミド、ピリダリル	2
22/3/18	厚	動薬 レバミゾール☆	1
22/3/18	農	遺伝子組換え食品等 高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1(飼料)	1
22/3/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種 ■	1
22/3/25	厚	農薬 オキシフルオルフェン☆、エトプロホス☆	2
22/3/25	農	動薬 牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価	

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成22年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
22/4/1	厚	農薬 ピリミノバックメチル	1
22/4/1	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統(食品)■	1
22/4/8	厚	農薬 フェンチオン<一部☆><一部 清涼飲料水>	3
22/4/8	厚	農薬及び動薬 スピノサド<一部☆>	4
22/4/8	農	遺伝子組換え食品等 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統(飼料)■	1
22/4/28	環	カドミウムに係る農用地土壤汚染対策地域の指定要件の改正について	1
22/4/28	厚	添加物 1-ペンテン-3-オール	1
22/4/28	厚	添加物 3-メチル-2-ブテノール	1
22/4/28	厚	動薬 ホスホマイシン☆、ホスホマイシンナトリウム	3
22/4/28	農	動薬 ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))(再審査) * ■ (1)	
22/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合わせの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した4品種を除く。)■	1
22/5/13	厚・農	動薬 鶏伝染性ファブリキウス囊病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)の再審査、豚アクチノバシラス・ブルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ピッグワイン-EA)の再審査、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマー・アジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンドMH)の再審査■	6
22/5/20	厚	添加物 ピペリジン	1
22/5/20	厚・農	動薬 豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン(エンテリゾール イリアイティスTF,同FC,同HL,同HC)■	2
22/6/3	厚	添加物 ピロリジン	1
22/6/3	厚・農	動薬 アセトアミノフェン、アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(アレンジヤー10、アレンジヤー30)■	2
22/6/3	厚・農	動薬 豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(フルシュアER)■	2
22/6/3	厚	遺伝子組換え食品等 THR-No.1株を利用して生産されたL-トレオニン■	1
22/6/10	消	こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について※	1
22/6/17	厚	農薬 アセキノシル■、ジチアノン<一部☆>	3
22/6/24	厚	農薬 イソキサフルトール☆、イマザピックアンモニウム塩☆	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成22年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
22/6/24	厚	動薬 クラブラン酸☆、セファレキシン☆	2
22/7/1	厚	動薬 クロレスロン☆	1
22/7/1	厚	農薬 ピコリナフェン☆	1
22/7/15	厚・農	鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca)の再審査■、動薬 牛クロストリジウム感染症5種混合(アジュバント加)トキソイド(“京都微研”キャトルワイン-C15)の再審査■	4
22/7/15	厚	添加物 2, 6-ジメチルピリジン	1
22/7/22	厚	農薬 アセフェート<一部☆>(清涼飲料水)、エチプロール、フルベンジアミド	4
22/7/29	厚	添加物 トリメチルアミン	1
22/7/29	厚	農薬 アシフルオルフェン☆、ラクトフェン☆	2
22/8/5	厚	農薬 チオベンカルブ	1
22/8/19	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統と除草剤グルホシネット耐性ワタ LLCotton25 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した2品種を除く。)■、除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統(食品)■、チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統(食品)■、HIS-No.1株を利用して生産された L-ヒスチジン■	4
22/8/26	厚	添加物 5-エチル-2-メチルピリジン	1
22/8/26	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統(飼料)■、チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統(飼料)■	2
22/9/2	厚	水道水の水質基準(トリクロロエチレ)	1
22/9/9	厚	農薬 イミダクロプリド■、インダノファン■、フロニカミド、ピメトロジン☆	5
22/9/9	農	農薬 イミダクロプリド<飼>☆	1
22/9/9	厚	農薬(及び動薬) ジノテフラン	1
22/9/9	厚	動薬 モネパンテル■	1
22/9/16	厚	農薬 TCMTB☆、ノルフルラゾン☆	2
22/9/16	厚	農薬(及び動薬) イソプロチオラン■	1
22/9/30	厚	農薬 ベノキサコール☆	1
22/10/7	厚	添加物 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン、2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン	2
22/10/7	厚	農薬 アミトロール<一部☆>、ベンディメタリン<一部☆><一部#>	5
22/10/14	厚	農薬 エタルフルラリン☆、ベンフルラリン☆	2
22/10/14	厚	遺伝子組換え食品等 VAL-No.2 株を利用して生産された L-バリン■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成22年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
22/10/19	厚	清涼飲料水関連物質 シアン	1
22/10/21	厚	農薬 ベンスルフロンメチル<一部☆><一部#>	2
22/10/28	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン	1
22/10/28	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)*■ (1)	
22/11/4	農	農薬 クロルピリホス(飼)☆	1
22/11/18	厚・農	かび毒 デオキシニバレノール及びニバレノール◎	2
22/11/25	厚	遺伝子組換え食品等 pGlu 株を利用して生産されたグルカナーゼ■	1
22/11/25	厚	飼料添加物 エフロトマイシン☆★	1
22/12/9	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 8 品種を除く)■	1
23/1/6	厚	添加物 ピラジン	1
23/1/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 5 品種を除く。)■	1
23/1/20	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ MS8 と除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネ RF3 と除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ RT73 からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 1 品種を除く。)■	1
23/1/27	厚	添加物 6, 7-ジヒドロ-5-メチル-5H-シクロペンタピラジン、3-メチル-2-ブテナール	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成22年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
23/2/3	厚	添加物 イソキノリン	1
23/2/3	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.3株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■1	
23/2/10	厚	農薬 トリアゾホス☆、トルフェンピラド■、ベンチアバリカルブイソプロピル■、マンジプロパミド■、ヨウ化メチル■	5
23/2/10	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統(食品)■	1
23/2/17	厚	遺伝子組換え食品等 LEU-No.2 株を利用して生産された L-ロイシン■	1
23/2/24	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統(飼料)■	1
23/3/3	厚	農薬 エチクロゼート<一部☆>	2
23/3/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 セデカマイシン☆	1
23/3/10	厚	遺伝子組換え食品等 HxR-No.1 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム■	1
23/3/10	消	特定保健用食品 ポリフェノール茶■	1
23/3/29	厚	食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること□	(1)
23/3/31	厚	添加物 2-エチル-6-メチルピラジン、ピロール	2
23/3/31	厚	動物用医薬品 セファロニウム☆	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。□印は、厚生労働省からの評価要請のあった「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関して、緊急時の対応として検討結果を取りまとめたものであり、今後も継続して食品健康影響評価を行う。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成23年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
23/4/7	厚	動物用医薬品 プリフィニウム☆	1
23/4/7	厚・農	動物用医薬品 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症 混合生ワクチン(ノビリス MGMS)■	2
23/4/21	厚	添加物 <i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナール	1
23/4/22	厚	農薬 フエンブコナゾール■、フルオピコリド、ペノキスラム■	3
23/4/21	厚	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(食品)■	1
23/4/21	消	特定保健用食品 リプレS※■	1
23/4/28	農	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(飼料)■	1
23/5/12	農	肥料 普通肥料に特殊肥料を配合し、造粒又は成形をしたもの公定規格の設定、特殊肥料を追加する公定規格の変更、混合汚泥複合肥料の汚泥発酵肥料の使用限度量を引き上げる公定規格の変更	3
23/5/12	農	プリオン 「動物性加工たん白の輸入一時停止措置について」(農林水産省消費・安全局長)を改正し、浄水ろ過材用骨炭の輸入を認めることについて	1
23/5/12	厚	添加物 (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物	1
23/5/12	厚	農薬 ピリベンカルブ	1
23/5/19	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統と除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■	1
23/6/2	厚	農薬 クロルピリホス、ピラクロニル■、シクラニリド☆	3
23/6/9	厚	農薬 アセタミブリド■	1
23/6/9	厚	飼料添加物(抗菌性物質) アビラマイシン☆	1
23/6/16	厚	農薬 ピフェントリン■、クロラントラニリプロール■、トリフロキシストロビン■、MCPA■<一部☆>#	5
23/6/23	厚	農薬 フルフェノクスロン■、メタアルデヒド■	2
23/6/30	厚	農薬 スピロメシフェン■、フルジオキソニル■、ピリダベン<一部☆>■	4
23/6/30	厚	農薬及び添加物 フルジオキソニル※	2
23/6/30	厚	農薬及び動物用医薬品 オキソリニック酸■	2
23/6/30	厚	遺伝子組換え食品等 pCol 株を利用して生産されたプロテアーゼ■	1
23/6/30	消	特定保健用食品 トリグリティー※■、ミドルケア粉末ステイック※■	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成23年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
23/7/7	農	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に基づく組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料について安全性の確保に支障がないものとして基準を定めることについて	1
23/7/7	厚	農薬 メタラキシル及びメフェノキサム、ピリダリル	2
23/7/14	厚	農薬 アルジカルブ☆#、アルドキシカルブ☆	2
23/7/21	厚	農薬 シアゾファミド■、シエノピラフェン■、シフルフェナミド■	3
23/7/21	厚	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した1品種を除く)(食品)■、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 2 品種を除く)(食品)■	2
23/7/28	厚	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した1品種を除く。)(食品)■	1
23/8/11	厚	農薬 スピロテトラマト■、ミクロブタニル■	2
23/8/25	厚	添加物 サッカリンカルシウム	1
23/8/25	厚	農薬 アラクロール<一部☆>#、ブタクロール	3
23/8/25	厚	微生物・ウイルス 生食用食肉(牛肉)における腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌	1
23/9/1	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.4 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム■	1
23/9/1	農	遺伝子組換え食品等 LYS-No.1F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン■	1
23/9/8	厚	農薬 クロルフェナピル■、テブコナゾール■、メキシフェノジド■、1-ナフタレン酢酸■	4
23/10/6	厚	農薬 フェントエート<一部☆>#	2
23/10/27	厚	食品中に含まれる放射性物質※	1
23/11/10	厚	農薬 サフルフェナシル■	1
23/11/17	厚	農薬 フラメトピル<一部☆>	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成23年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
23/11/24	厚	動物用医薬品 アセトアミノフェン	1
23/11/24	農	動物用医薬品 アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシン10%) ■	1
23/12/1	厚	添加物 <i>trans</i> -2-ペンテナール	1
23/12/8	厚・農	プリオン 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価②(バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランド)◎	3
23/12/15	厚	添加物 サッカリンナトリウム	1
23/12/15	農	肥料 「熔成汚泥灰けい酸りん肥」の公定規格の設定、「熔成けい酸りん肥」の公定規格の変更、「化成肥料」の公定規格の変更	3
23/12/22	厚	農薬 ジメタメトリン<一部☆>	2
24/1/12	厚	清涼飲料水関連物質 ウラン	1
24/1/12	厚	遺伝子組換え食品等 高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1と除草剤グリホサート耐性ダイズ MON-04032-6を掛け合わせた品種■、BR151(pUAQ2)株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼ■	2
24/1/19	厚	食品中の放射性物質の規格基準を設定すること	1
24/1/26	厚	農薬 トリフルラリン<一部☆>#、フルチアニル■、メタゾスルフロン■	4
24/2/2	厚	動物用医薬品 フルニキシン	1
24/2/9	厚	農薬 シメコナゾール■、シラフルオフェン■	2
24/2/9	厚	農薬及び動物用医薬品 アバメクチン☆	2
24/2/16	厚	農薬 ピラフルフェンエチル■、メタフルミゾン■、レピメクチン■	3
24/2/16	厚	遺伝子組換え食品等 BR151(pUMQ1)株を利用して生産された4- α -グルカノトランスフェラーゼ■	1
24/2/23	厚	農薬 エスプロカルブ■、ノバルロン■、フェリムゾン■	3
24/3/1	厚	農薬 2,6-ジフルオロ安息香酸☆、N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド☆、XMC☆、アザフェニジン☆、アリドクロール☆、イサゾホス☆、エチオフェンカルブ☆、エトリムホス☆、クロプロップ☆、クロルフェンソソ☆、ジクロロン☆、シノスルフロン☆、ジメピペレート☆、テレタル酸銅☆、トリクラミド☆、ナプロアニリド☆、ハルフェンプロックス☆、ピペロホス☆、ピリフェノックス☆、プロパホス☆、ブロモクロロメタン☆、ヘキサフルムロン☆、クロチアニジン■、チアメキサム■、クレゾキシムメチル<一部☆>■、テブフロキン■、ビキサフェン■、フルトリアホール<一部☆>■	30

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成23年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
24/3/1	厚	動物用医薬品 ナリジクス酸☆、パルベンダゾール☆	2
24/3/1	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No.1 株を利用して生産されたアスパルテーム■、BDS 株を利用して生産された L-セリン■、RGB 株を利用して生産された L-アルギニン■、CNO 1-0118 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム■、KCJ-1304 株を利用して生産された 5'-グアニル酸二ナトリウム■ 5	
24/3/8	消厚農	新開発食品 食品に含まれるトランス脂肪酸◎	3
24/3/8	厚	農薬 グルホシネート■	1
24/3/8	消	特定保健用食品 大人ダカラ※■	1
24/3/15	厚	農薬及び添加物 アゾキシストロビン■	2
24/3/15	消	特定保健用食品 まめちから 大豆ペプチドしょうゆ※■	1
24/3/22	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム	1
24/3/29	厚	添加物 イソプロパール	1
24/3/29	厚	シエノピラフェン■、アセキノシル■、シフルメトフェン■、フェンブコナゾール■	4
24/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関する意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象
24/4/5	農	肥料 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質「リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」を除く) (1)
24/4/5	厚	動物用医薬品 ラクトフェリン 1
24/4/5	農	動物用医薬品 ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストラック) ■ 1
24/4/5	厚	遺伝子組換え食品等 LU11439 株を利用して生産されたリボフラビン ■ 1
24/4/12	厚	微生物・ウイルス 牛肝臓に係る規格基準の設定について 1
24/4/12	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(スイートコーン) ■ 1
24/4/12	農	肥料 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質「リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」) 1
24/4/19	厚	農薬 スピロジクロフェン<一部☆> ■ 2
24/4/26	厚	器具・容器包装 食品用器具又は容器包装に再生紙を使用すること(食品用器具又は容器包装に再生紙を使用することに関して規格基準を定めること) 1
24/4/26	厚	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統(食品) ■ 1
24/5/10	厚	器具・容器包装 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に定められた乳及び乳製品の販売用容器包装に係る規格の改正(牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装の内容物に直接接触する部分以外に使用できる合成樹脂を追加する件) 1
24/5/10	厚	農薬 ホスマット☆、プロスルホカルブ ■、ペンチオピラド ■、ミルベメクチン ■ 4
24/5/10	農	農薬 ホスマット☆ 1
24/5/10	厚	清涼飲料水関連物質 水銀、クロロ酢酸、トリクロロ酢酸 3
24/5/10	農	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統(飼料) ■ 1
24/5/24	厚・農	プリオン 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価③(ホンジュラス、ノルウェー)◎ 2
24/5/24	厚	農薬 クロマフェノジド ■、スピロメシフェン ■ 2
24/5/31	厚	農薬 エトフメセート<一部☆> ■ 2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
24/5/31	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統(食品) ■	1
24/6/7	厚	農薬及び添加物 ピリメタニル<一部☆> ■	3
24/6/7	厚	農薬 フェンピラザミン ■	1
24/6/7	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統(飼料) ■	1
24/6/21	厚	農薬 サフルフェナシル■、シアゾファミド■、スピネトラム■、アミスルブロム■	4
24/6/21	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(食品) ■、チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統(食品)	2
24/6/28	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(飼料) ■、チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統(飼料)	2
24/6/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5 ■	1
24/6/28 (評価終了)	—	微生物・ウイルス 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価◎	1
24/7/9	厚	添加物 亜塩素酸水 ■	1
24/7/23	厚	清涼飲料水関連物質 ニッケル	1
24/7/23	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.5 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム ■	1
24/8/6	厚	農薬 テブフロキン、ペンディメタリン ■、ボスカリド ■	3
24/8/6	農	農薬 ペンディメタリン☆<飼>	1
24/8/6	厚	清涼飲料水関連物質 アンチモン、ほう素、マンガン	3
24/8/20	厚	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統(食品) ■	1
24/8/27	農	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統(飼料) ■	1
24/9/3	厚	遺伝子組換え食品等 pLPL 株を利用して生産されたホスホリパーゼ ■、pPDN 株を利用して生産されたホスホリパーゼ ■	2
24/9/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 タイロシン☆■	1
24/9/10	農	動物用医薬品 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプロミックス「A」2%、同10%、同20%) ■	1
24/9/24	厚	農薬 エタボキサム、シプロジニル<一部☆>	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
24/9/24	農	動物用医薬品 鶏大腸菌症生ワクチン(ガルエヌテクト CBL)■	1
24/9/24	厚	動物用医薬品 鶏大腸菌症生ワクチン	1
24/9/24	厚	遺伝子組換え食品等 PHE1213 株を利用して生産された L-フェニルアラニン■	1
24/9/24	農	薬剤耐性菌 家畜等に使用するノシヘプタインによる薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価	1
24/9/24	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)◎■	1
24/10/1	厚	農薬 チフルザミド、フルオピラム■	2
24/10/15	厚	農薬 イミダクロプロピド、ビフェナゼート■、ピラクロストロビン■、フルベンジアミド■、ジフェノコナゾール<一部☆>■、フルフェナセット<一部☆>■	8
24/10/15	厚	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品)	1
24/10/15	厚	対象外物質 アスパラギン☆、アラニン☆、アルギニン☆、グリシン☆、グルタミン☆、セリン☆、チロシン☆、バリン☆、ヒスチジン☆、メチオニン☆、ロイシン☆	11
24/10/22	厚	添加物 5-メチルキノキサリン	1
24/10/22	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し※	(2)
24/10/22	農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(飼料)	1
24/10/29	厚	農薬及び動物用医薬品 ジノテフラン■	2
24/10/29	厚	農薬 テブコナゾール■、フロニカミド■、ベンチアバリバリカルブイソプロピル■、イプロフェンカルバゾン■、ジカンバ<一部☆>■、プロパルギット<一部☆>	8
24/10/29	農	農薬 ジカンバ(飼料)<一部☆>■	2
24/10/29	厚	動物用医薬品 アザペロン☆	1
24/10/29	厚	清涼飲料水関連物質 亜硝酸性窒素、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、セレン、バリウム	4
24/11/5	農	動物用医薬品 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(イングルバック PRRS 生ワクチン)■、鶏伝染性気管支炎生ワクチン("京都微研"、ポールセーバーIB)■	2
24/11/5	厚	動物用医薬品、飼料添加物及び農薬 オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン<一部☆>■◎	3
24/11/5	厚	動物用医薬品 ドキシサイクリン☆■	1
24/11/12	厚	農薬 イミシアホス■、クロラントラニリプロール■、シメコナゾール■、ビフェントリン■、ピリダリル■	5
24/11/19	厚	プリオン 食品一般の製造、加工及び調理基準として、牛のせき柱に係る規定を改正すること	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
24/11/26	厚	農薬 イソピラザム■、ピリオフェノン■	2
24/12/10	厚	農薬 シアゾファミド■、メキシフェノジド■、ピリフルキナゾン■、ブプロフェジン■	4
24/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 イソプロチオラン■	2
24/12/17	厚	清涼飲料水関連物質 ふつ素	1
24/12/17	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 5 品種を除く。)■	1
25/1/7	厚	農薬 アメトクトラジン■、フェンピロキシメート<一部☆>■	3
25/1/7	農	動物用医薬品 孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤(パイセス)■	1
25/1/7	厚	動物用医薬品 リンコマイシン☆■	1
25/1/7	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナラシン☆■	1
25/1/7	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統並びにアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	1
25/1/21	厚	添加物 硫酸カリウム、乳酸カリウム	2
25/1/21	厚	農薬 フェントエート■	1
25/1/21	農	農薬 フェントエート☆	1
25/1/28	農	肥料・飼料等 肥料取締法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の改正(「化成肥料」及び「配合肥料」の原料として、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物の燃焼灰(牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰に限る。)を追加する公定規格の変更。)	1
25/1/28	厚	農薬 アルドリン及びディルドリン<一部☆>#	2
25/1/28	厚	動物用医薬品 ジルパテロール■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
25/1/28	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統並びにアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統(食品)■	2
25/2/4	厚	農薬 シヘキサチン、アゾシクロチソ及びシヘキサチン☆	2
25/2/4	農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統(飼料)■	1
25/2/4	農	動物用医薬品 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)㊪	1
25/2/18	厚	添加物 3-エチルピリジン、アンモニウムイソバレート	2
25/2/18	厚	農薬 1, 3-ジクロロプロベン<一部☆>#	2
25/2/18	農	動物用医薬品 マイコプラズマ・シノビエ感染症凍結生ワクチン(MS 生ワクチン(NBI))の再審査■	1
25/2/18	厚	動物用医薬品 エリスロマイシン☆㊪、セファゾリン☆㊪	2
25/2/18	厚	飼料添加物(抗菌性物質) モネンシン☆㊪	1
25/2/18	厚	器具・容器包装 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1
25/2/25	農	ブリオン 牛の SRM から除外される脊柱の飼料利用について、飼料の成分規格に係る規定を改正	1
25/3/4	厚	農薬 γ -BHC(リンデン)☆、プロパクロール☆、モリネート<一部☆>	4
25/3/4	農	動物用医薬品 マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(エムパック)■、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマー・アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンド MH-One FDAH)■	2
25/3/4	厚	マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ J 株 19022-001 不活化菌)、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマー・アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ P-5722-3 株)、ダノフロキサシン☆㊪	3
25/3/11	厚	動物用医薬品 トリクラベンドゾール☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。①印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象
25/3/18	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム■、食品、添加物等の規格基準の改正について(①「亜塩素酸水」、「亜塩素酸ナトリウム」及び「水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸」に係る「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準の改正、②「亜塩素酸水」及び「亜塩素酸ナトリウム」に係る「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準の改正) 2
25/3/18	厚	農薬 アニロホス☆、ジクロフェンチオン☆、バミドチオン☆、ピリダフェンチオン☆、ミルネブ☆、メタゾール☆、アラクロール■、シエノピラフェン■、フロニカミド■ 9
25/3/18	厚	動物用医薬品 アクロミド☆ 1
25/3/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ 1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■ 1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関する意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚農環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況

- 3－1 平成24年度食品健康影響評価技術研究継続課題
- 3－2 平成24年度食品健康影響評価技術研究採択課題
- 3－3 平成23年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧
- 3－4 平成25年度食品健康影響評価技術研究の対象領域
- 3－5 平成25年度食品健康影響評価技術研究採択課題
- 3－6 平成24年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧
- 3－7 平成24年度食品安全確保総合調査課題一覧
- 3－8 平成25年度食品安全確保総合調査課題一覧

平成24年度食品健康影響評価技術研究継続課題

<平成22年度採択課題（8課題）>

研究領域
研究課題
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域 <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子発現モニターマウスを用いた発達期脳に対する化学物質暴露影響評価法の開発 ・フタル酸エステルの生殖・次世代影響の健康リスク評価に関する研究 ・食品中化学物質への胎生～新生期暴露が情緒社会性におよぼす影響評価手法の開発
③新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域 <ul style="list-style-type: none"> ・食品中ナノマテリアルの腸管吸収及び体内動態の特性を利用したリスク評価手法の開発 ・グリシドール脂肪酸エステルおよび3-MCPD脂肪酸エステルの安全性評価に関する研究 ・用量反応性評価におけるベンチマークドース法の適用に関する研究 ・ナノ物質の経口暴露による免疫系への影響評価手法の開発 ・トランス脂肪酸による動脈硬化性疾患の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立

<平成23年度採択課題（7課題）>

研究領域
研究課題
①化学物質関連分野（胎児期・発達期の暴露に関する研究） <ul style="list-style-type: none"> ・胎児移行性における種差を反映したヒト胎児毒性リスク評価手法の開発
②生物学関連分野（有害微生物等に関する研究） <ul style="list-style-type: none"> ・リストリア症に係わる高病原性リストリア株に関する研究
③新しい評価手法の開発に関する分野（遺伝子改変モデル動物等を用いた新しい評価に関する研究） <ul style="list-style-type: none"> ・肝臓キメラマウスを用いたヒト型代謝プロファイルの外挿によるリスク評価手法の開発 ・遺伝毒性を含む発がん作用機序を包括的に評価する動物モデルの開発
④自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要な分野 (ア　自ら評価案件) <ul style="list-style-type: none"> ・アルセノシュガー、アルセノリピッドを含有する食品摂取による健康リスク評価 ・食品中のアルミニウムの神経発達系への影響など、新生児発育に対するリスク評価研究 (イ　緊急時対応に必要な研究) <ul style="list-style-type: none"> ・日本における農薬等の急性参照用量設定のためのガイドンス作成に関する研究

平成24年度食品健康影響評価技術研究採択課題

研究領域		
研究課題	主任研究者	所属組織
①化学物質関連分野（低用量暴露における量影響・量反応に関する研究）		
・酸化ストレスを誘導する遺伝毒性物質の低用量における量反応関係の解析	青木 康展	(独) 国立環境研究所
②生物学関連分野（有害微生物等に関する研究）		
・食肉の寄生虫汚染の実態調査と疫学情報に基づくリスク評価手法の開発	山崎 浩	国立感染症研究所
・食品のウイルス汚染のリスク評価のための遺伝子検査法の開発と応用に関する研究	野田 衛	国立医薬品食品衛生研究所
③新しい評価手法の開発に関する分野（ハイリスクグループにおける評価に関する研究）		
・ハイリスクグループにおける評価に関する研究－不確実係数の妥当性について	今井田 克己	国立大学法人 香川大学

平成 23 年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧
<平成 21 年度採択課題（5 課題）>

研究領域	
研究課題	評価結果
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域 ・ビスフェノール A による神経発達毒性の新たな評価手法 の開発	普通
②食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響研究領域 ・かび毒・きのこ毒の発生要因を考慮に入れたリスク評価 方法の開発 ・日本沿岸海域における熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒 発生リスクの評価法の開発	やや優れている
③新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域 ・メラミンによる腎不全の発生機序の解明と健康影響評価 手法の確立 ・アルキルシクロブタノン類を指標とした照射食品の安全 性解析	やや優れている 普通

平成25年度食品健康影響評価技術研究の対象領域
(平成24年9月10日 食品安全委員会決定)

I 化学物質関連分野

1 胎児期・発達期の暴露に関する研究

胎児期や発達期は感受性が高いとされることから、当該時期における化学物質への暴露がその後の健康に与える影響を踏まえて、評価を行えるよう評価手法の開発を行う必要性がある。なお、食品等を通して国民が暴露する可能性が高い化学物質に関して、リスク評価手法の開発が期待できる次の項目に関連する課題を優先する。

(優先項目：内分泌への影響、母乳移行性、血液脳関門移行性、化学物質の中核・末梢神経への影響
(既採択課題：1001)、食品中化学物質が情緒社会性に及ぼす影響(既採択課題：1003)、
胎児移行性における種差を反映した生殖発生毒性の評価(既採択課題：1107))

2 低用量暴露における量影響・量反応に関する研究

化学物質について、低用量領域での健康影響が指摘されているものがあり、従来の評価手法に加えて、これらの影響について正確な評価を行う必要がある。なお、食品等を通して国民が暴露する可能性が高い化学物質に関して、リスク評価手法の開発が期待できる次の項目に関連する課題を優先する。

(優先項目：低用量領域での閾値、低用量暴露の影響に係る試験法、低用量での量影響・量反応関係
(例：酸化ストレスを誘導する化学物質の低用量における量反応関係の解析(既採択課題：1201)など)

II 生物学関連分野

1 薬剤耐性菌の特性解析に関する研究

近年、人の医療や家畜に使用される抗菌性物質である抗生素や合成抗菌剤に対する薬剤耐性菌の出現と拡大が懸念されており、家畜に使用される抗菌性物質の食品健康影響評価においても、薬剤耐性菌を介した影響を考慮した評価を行えるよう評価手法の開発を行う必要がある。なお、食品等を通して国民が暴露する可能性のある薬剤耐性菌に関して、リスク評価手法の開発が期待できる次の項目に関連する課題を優先する。

(優先項目：薬剤耐性遺伝子伝播リスク評価手法の開発、ゲノム重複等による薬剤耐性化のリスク評価手法の開発、動物用医薬品や飼料添加物等の使用による薬剤耐性の獲得の機序、薬剤耐性菌の伝播、疫学調査、薬剤耐性菌のリスク評価モデル)

2 有害微生物等に関する研究

食中毒菌等食品を媒介する有害微生物等（細菌、ウイルス、原虫、寄生虫）については、化学物質と同様の量反応関係を用いた評価が困難な場合があり、また、食形態の多様化や食のグローバル化の進展に伴い、従来は問題にならなかった食品を介した有害微生物等によるリスクの増加が懸念されるため、これらを考慮した評価を行えるよう評価手法の開発を行う必要がある。なお、食品等を介して国民が暴露する可能性の高い有害微生物に関して、リスク評価手法の開発が期待できる次の項目に関連する課題を優先する。

（優先項目：食品媒介性ウイルス（E型肝炎ウイルス及びロタウイルス）の病原性評価、海産物に付着している病原微生物のリスク評価、E型肝炎ウイルスのヒトへの病原性に及ぼす物理化学的因子の影響、血清型・遺伝子型との関連におけるヒトへの病原性、動植物中の有害微生物の保有状況、食中毒微生物の発症菌量と症状、フードチェーンにおける食中毒微生物の消長、原虫・寄生虫による食中毒のリスク評価手法の開発（特に、食肉・水産物の寄生虫に関する疫学情報に基づくリスク評価手法の開発（既採択課題：1202）、ノロウイルス（既採択課題：1203））

3 カビ毒・自然毒の特性解析に関する研究

カビ毒・自然毒（動物性、植物性）等は、化学物質と同様の量影響関係や量反応関係を用いた評価が困難な場合があるため、新しい手法を用いて評価を行う必要がある。食品等を介して国民が暴露する可能性の高いカビ毒・自然毒に関して、リスク評価手法の開発が期待できる次の項目に関連する課題を優先する。

（優先項目：共汚染カビ毒の毒性評価手法、食中毒原因としての新規魚介毒のリスク評価のための研究）

III 新しい評価手法の開発に関する分野

1 遺伝子改変モデル動物等を用いた新しい評価に関する研究

ヒトへの健康影響を推定する根拠となる毒性試験（動物実験）において毒性に対する感受性がより高い動物、ヒト遺伝子を導入した遺伝子改変モデル動物等が用いられるようになってきたため、これらを用いて行われた試験結果を適切に判断して評価を行えるよう評価手法の開発を行う必要がある。なお、国民が暴露する可能性の高いハザードに関して、リスク評価手法の開発が期待できる次の項目に関連する課題を優先する。

（優先項目：遺伝子改変モデル動物を用いた発達神経系の影響（既採択課題：1001）、3-MCPD 脂肪酸エステルの発がん性及び遺伝毒性に及ぼす影響（既採択課題：1006）、遺伝子改変モデル動物によるリスク評価（毒性試験）における不確実係数（安全係数）・作用機序（既採択課題：1104））

2 ハイリスクグループにおける評価に関する研究

特定のハザードにおいてハイリスクグループが存在する場合が想定されることから、その場合を考慮した評価を行えるよう評価手法の開発を行うことが必要である。当該ハイリスクグループ（胎児又は乳幼児を除く。）について、我が国における疾病の状況、暴露の実態等に配慮し、リスク評価手法の開発が期待できる次の項目に関連する課題を優先する。

（優先項目：加齢、肥満、肝障害、腎障害、糖尿病等ハイリスクグループへの健康影響評価手法の開発・不確実係数（既採択課題：1204））

3 数理モデル等を用いた新しい定量的評価に関する研究

毒性試験に用いる実験動物数の低減化や必要最小限のデータによる適正な評価を目的に、シミュレーションや統計解析等の数理モデルを用いた定量的評価手法の開発が必要であり、次の項目に関連する課題を優先する。

（優先項目：用量反応性評価における発がんユニットリスクの適用、用量反応性評価におけるベンチマークドーズ法の適用（既採択課題：1007））

IV 自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要な分野

自ら評価や新たなハザードの出現への対応、緊急時対応、評価の国際標準化への対応等、上記以外の案件についても適時適切な対応を行えるよう、例えば、化学物質の短期間かつ大量の暴露による影響に関する指標の選定に資する評価方法等、所要の評価手法の開発を行うことが必要である。こうしたことを踏まえ、平成25年度においてはリスク評価手法の開発が期待できる次の項目に関連する課題を優先する。

1 自ら評価案件

（優先項目：加熱時に生じるアクリルアミドの摂取量の評価手法の開発、トランス脂肪酸が動脈硬化性疾患に及ぼす影響（既採択課題：1009））

2 緊急時対応に必要な研究

（優先項目：腸管出血性大腸菌の発症に係るリスク評価手法の開発、化学物質の評価における急性参考用量の適用方法（既採択課題：1105））

3 物理的危害要因等に関する研究

（優先項目：放射性物質、ナノマテリアルの体内動態（既採択課題：1005）、ナノマテリアルの免疫系への影響（既採択課題：1008））

4 非定型 BSE プリオンに関する研究

(優先項目：非定型 BSE プリオン蛋白の体内分布と蓄積部位、トランスジェニックマウスを用いる
非定型 BSE プリオンの経口感染性・病原性の評価)

5 化学物質による肝肥大の毒性学的評価手法の開発に関する研究（研究期間 1 年）

化学物質が生体に取り込まれると、肝臓において異物除去機構が発現し、薬物代謝酵素等が誘導され、適応現象として肝細胞は肥大するが、一部では、その酵素誘導などにより活性酸素種が産生され、肝細胞に毒性が発現する場合がある。しかし、通常の毒性試験においては、この肝臓肥大の特徴を明確にするに十分な生化学的・薬物動態学的・分子生物学的解析は実施されていないため、この肥大が投与化学物質に対する適応反応あるいは毒性反応であるかを明確にすることが困難な場合が多く、これらの影響について正確な評価を行う必要がある。これまでに実施された試験データ・文献を解析し、ヒトへの外挿性を含めた肝毒性評価の指標及び項目を明確にする。なお、食品等を通して国民が暴露される可能性が高い化学物質に関して、リスク評価手法の開発が期待される次の項目に関連する課題を優先する。

(優先項目：化学物質による肝重量増加・肝細胞肥大と肝毒性発現との関連性、化学物質投与による薬物代謝酵素誘導に伴う肝毒性発現の可能性)

平成25年度食品健康影響評価技術研究採択課題

研究領域		
研究課題	主任研究者	所属組織
○自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要な分野 (化学物質による肝肥大の毒性学的評価手法の開発に関する研究)		
<ul style="list-style-type: none"> ・核内受容体作用と酵素誘導解析を基盤とした、化学物質による肝肥大の毒性学的評価に関する研究 ・化学物質により誘発される肝肥大の毒性学的評価手法の確立と今後の問題点 		
吉成 浩一	吉田 緑	国立大学法人 東北大学
(非定型BSEプリオンに関する研究)		
松浦 裕一		国立大学法人 東北大学
<ul style="list-style-type: none"> ・ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型BSEの人に対する感染リスクの定量的評価 		

平成 24 年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

<平成 23 年度採択課題（4 課題）>

研究領域	
研究課題	評価結果
①生物学関連分野（有害微生物等に関する研究）	
・リステリア症に係わる高病原性リステリア株に関する研究	継続
②新しい評価手法の開発に関する分野	
・肝臓キメラマウスを用いたヒト型代謝プロファイルの外挿によるリスク評価手法の開発	継続
・遺伝毒性を含む発がん作用機序を包括的に評価する動物モデルの開発	継続
③自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要な分野 (ア 自ら評価案件)	
・アルセノシュガー、アルセノリピッドを含有する食品摂取による健康リスク評価	継続

<平成 24 年度採択課題（4 課題）>

研究領域	
研究課題	評価結果
①化学物質関連分野（低用量暴露における量影響・量反応に関する研究）	
・酸化ストレスを誘導する遺伝毒性物質の低用量における量反応関係の解析	継続
②生物学関連分野（有害微生物等に関する研究）	
・食肉の寄生虫汚染の実態調査と疫学情報に基づくリスク評価手法の開発	継続
・食品のウイルス汚染のリスク評価のための遺伝子検査法の開発と応用に関する研究	継続
③新しい評価手法の開発に関する分野（ハイリスクグループにおける評価に関する研究）	
・ハイリスクグループにおける評価に関する研究－不確実係数の妥当性について	継続

平成 24 年度食品安全確保総合調査課題一覧

- ① ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準の設定された農薬、動物医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査
- ② 陰膳サンプルを用いた化学物質・汚染物質の分析調査
- ③ 食中毒原因微生物の評価モデルに関する調査
- ④ フタル酸エステル類の食品健康影響評価に関する知見の整理、情報収集及び分析

平成 25 年度食品安全確保総合調査課題一覧

- ① ビスフェノールAの食品健康影響評価に関する評価手法の調査及び情報収集・分析
- ② 動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査
- ③ 畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査

平成 24 年度における食品安全委員会の リスクコミュニケーションの実施状況

- 4－1 平成 24 年度に開催した意見交換会
- 4－2 食品安全委員会主催による意見交換会の実施概要（評価案件に関するもの）
- 4－3 食品安全委員会セミナーの実施概要
- 4－4 ホームページによる情報提供
- 4－5 メールマガジンによる情報提供
- 4－6 関係者との連携強化の取組
- 4－7 食の安全ダイヤルの取組
- 4－8 地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣
- 4－9 ジュニア食品安全ゼミナール（地方公共団体との共催）の実施概要
- 4－10 リスク管理機関との共催による意見交換会等の実施概要
- 4－11 地方公共団体との共催による意見交換会実施概要

平成24年度に開催した意見交換会

番号	日付	開催地	意見交換会名	共催団体
1	4月20日	東京都	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～（東京）	4府省
2	4月25日	神奈川県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～（神奈川）	4府省
3	5月8日	滋賀県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～（滋賀）	4府省
4	5月10日	北海道	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～（北海道）	4府省
5	5月17日	大阪府	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～（大阪）	4府省
6	5月28日	香川県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～（香川）	4府省
7	7月3日	岡山県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～（岡山）	4府省
8	7月4日	京都府	食品のリスクを考えるワークショップ（京都府南丹） －食品中の放射性物質について学ぶ－	京都府南丹広域振興局
9	7月11日	富山県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～（富山）	4府省
10	7月18日	青森県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～（青森）	4府省
11	7月20日	北海道	食品に関するリスクコミュニケーション 放射性物質と食品の安全性について（北海道旭川）	北海道、上川管内消費者協会連合会

12	7月23日	高知県 高知市	食品に関するリスクコミュニケーション (高知県・高知市) ～食品中の放射性物質～	高知県、 高知市
13	7月24日	愛媛県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～(愛媛)	4府省
14	8月1日	埼玉県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～(さいたま市)	4府省
15	8月2日	山口県	食品のリスクを考えるワークショップ(山口県) －食品中の放射性物質による健康への影響について－	山口県
16	8月22日	兵庫県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～(兵庫)	4府省
17	8月22日	山口県	食品のリスクを考えるワークショップ(山口県宇部市) ～食品添加物について～	山口県、 山口県地域消費者 団体連絡 協議会
18	8月23日	千葉県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～(船橋市)	4府省
19	8月29日	愛知県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～(愛知)	4府省
20	9月4日	宮城県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～(仙台市)	4府省
21	9月5日	福島県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～(いわき市)	4府省
22	9月6日	徳島県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会 ～(徳島)	4府省
23	9月11日	京都府	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会	4府省

			～（京都）	
24	9月20日	東京都	食品に関するリスクコミュニケーション ～牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価について～	
25	9月26日	高知県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ (高知)	4府省
26	10月2日	熊本県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ (熊本)	4府省
27	10月4日	東京都	食品安全委員会セミナー ～アルミニウムの健康影響と国際的な動向について～	
28	10月10日	北海道	食品に関するリスクコミュニケーション（北海道函館） ～放射性物質と食品の安全性について～	北海道、 道南消費者協会連合会
29	10月10日	佐賀県	ジュニア食品安全ゼミナール（佐賀県）	佐賀県
30	10月12日	和歌山県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ (和歌山)	4府省
31	10月19日	奈良県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ (奈良)	4府省
32	10月23日	群馬県	食品のリスクを考えるフォーラム（群馬県） ～食品中の放射性物質～	群馬県
33	10月26日	三重県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ (三重)	4府省
34	11月6日	大阪府堺市	食品のリスクを考えるワークショップ（堺市） ～気になる食品添加物 本当に安全なの？～	堺市
35	11月9日	新潟市	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ (新潟市)	4府省
36	11月10日	熊本県	ジュニア食品安全ゼミナール（熊本県）	熊本県
37	11月12日	愛知県岡崎市	食品のリスクを考えるフォーラム（岡崎市） ～気になる食品添加物～	岡崎市、 岡崎市食育推進ボ

				ランティア
38	11月13日	岐阜県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ (岐阜)	4府省
39	11月14日	兵庫県	食品のリスクを考えるワークショップ(兵庫県) ～食品と残留農薬～	兵庫県
40	11月15日	兵庫県洲本市	ジュニア食品安全ゼミナール（洲本市）	洲本市
41	11月20日	東京都	食品安全委員会セミナー ～食品中微量成分のリスク評価手法の国際動向～	
42	11月22日	滋賀県	食品に関するリスクコミュニケーション（滋賀県） ～食肉を生で食べることのリスクを知ろう～	滋賀県、 滋賀県生活協同組合連合会
43	11月29日	高知県 高知市	食品のリスクを考えるワークショップ（高知県 ・高知市） ～食品中に含まれる放射性物質について～	高知県、 高知市、 高知市消費者団体 ・グループ代表者会
44	1月22日	東京都	食品に関するリスクコミュニケーション ～牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会～	3府省
45	1月24日	大阪府	食品に関するリスクコミュニケーション ～牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会～	3府省
46	1月25日	広島市	食品のリスクを考えるフォーラム（広島市） ～食品添加物の安全性を知ろう～	広島市
47	1月26日	千葉県流山市	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会～ (流山市)	4府省 流山市
48	1月31日	愛知県 豊田市	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質～	豊田市、 愛知県
49	2月1日	福島県	食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会～	4府省 福島県

			(福島)	
50	2月8日	熊本県	食品のリスクを考えるフォーラム（熊本県） ～遺伝子組換え食品を知ろう！～	熊本市
51	2月15日	神戸市	食品のリスクを考えるフォーラム（神戸市） ～食品添加物～	神戸市
52	3月14日	さいたま市	食品のリスクを考えるフォーラム(さいたま市) ～遺伝子組換え食品を知ろう！～	さいたま市

参考：4府省：厚生労働省、農林水産省、消費者庁、食品安全委員会

3府省：厚生労働省、消費者庁、食品安全委員会

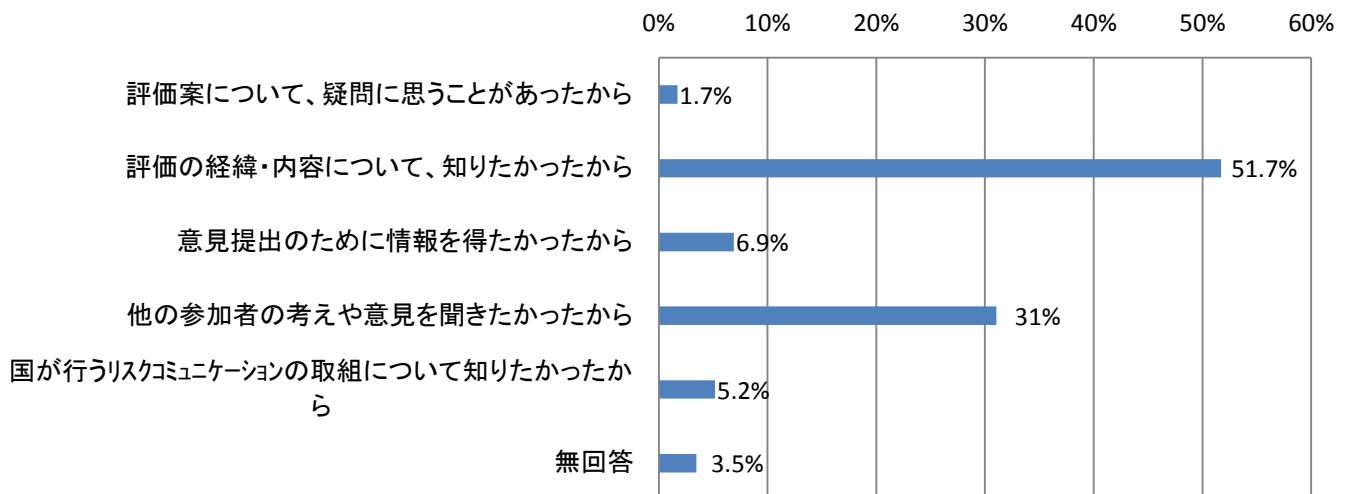
食品安全委員会主催による意見交換会の実施概要 (評価案件に関するもの)

食品安全委員会では、食品健康影響評価のうち、国民の関心が高い審議結果案について、意見・情報の募集(パブリックコメント)期間中に講演方式による意見交換会を開催している。

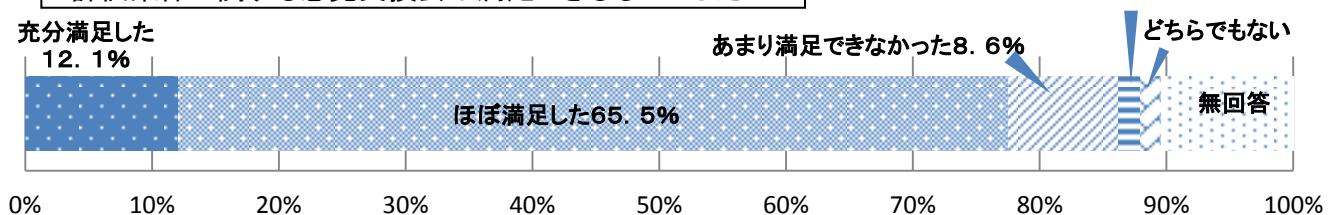
日時	平成24年9月20日(木) 10:00～12:00
テーマ	牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価について
開催場所	東京(食品安全委員会 会議室)
講演者	食品安全委員会プリオン専門調査会 座長 酒井 健夫
進め方	食品安全委員会事務局より評価の経緯、意見交換の進め方について説明後、講演者が評価案の概要について説明を行った。 意見交換は、それぞれ45分程度の時間をとり、参加者の発言に講演者が応答した。 また事務局からは、適宜、質疑に關係した評価書案の記載箇所を紹介するなどの情報提供を行った。
参加者から寄せられた質問・意見の例	<ul style="list-style-type: none"> ・BSEの原因について、異常プリオンたん白質とあるが、科学的にこれだけなのか？そのほかの要因はないのか？ ・結論が先にありきで、そこに至るような評価書だと考える。アメリカの30か月齢以下の牛肉を日本に輸出できる環境づくりをこの評価書はしてしまったのではないか？政治的な要因があるのではないか？ ・非定型のBSEが何故人への感染性が低いと言えるのか？科学的に検証がされていないことが現状ではないのか？ ・現行の飼料規制とのリスク管理措置を前提にして評価をされているが、そもそも各国のリスク管理がしっかりできているのか？ ・今までSRMを除去すると言ってきたが、消費者を納得させられるか？
参加者	92名(食品関連事業者42名、消費者団体13名、食品関連研究者1名、生産者1名、行政関係者20名、その他15名)
充足率	92%(参加者数／募集人数)

評価案件に関する意見交換会の参加者に対するアンケート結果

Q評価案件に関する意見交換会に参加した目的は？



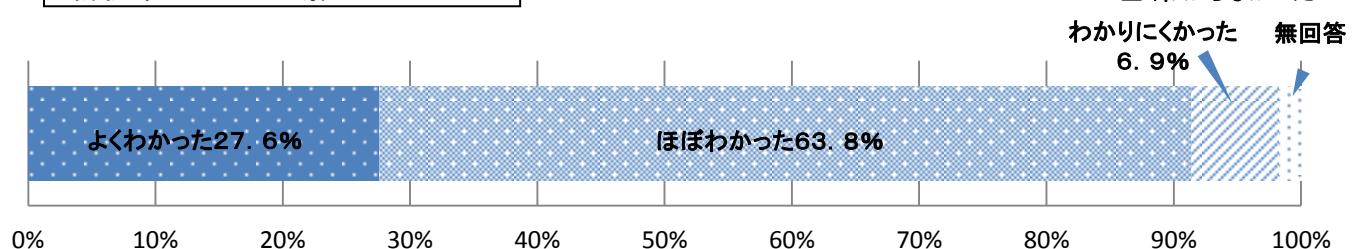
Q評価案件に関する意見交換会は満足できるものでしたか？



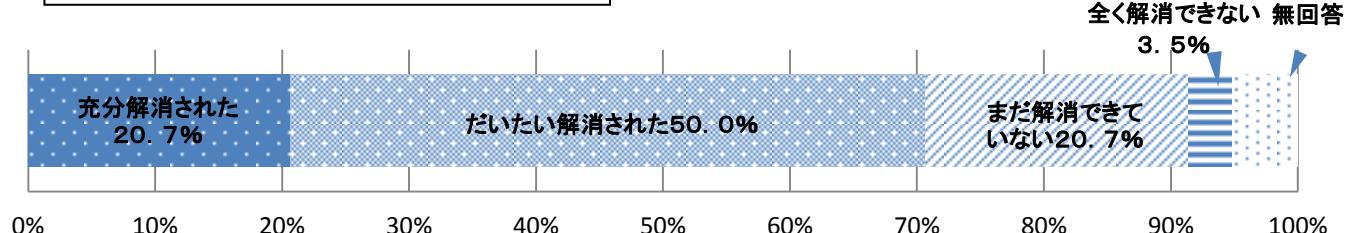
Q評価案件に関する意見交換会についてどうおもわれましたか？



Q評価案について理解できましたか？



Q評価案について疑問が解消されましたか？



食品安全委員会セミナーの実施概要

食品安全委員会では、食品安全委員会が行う食品健康影響評価のための情報収集並びに国民の関心が高い食品安全に関する情報提供を目的に、国内外から専門家を招へいし、セミナーを開催しています。

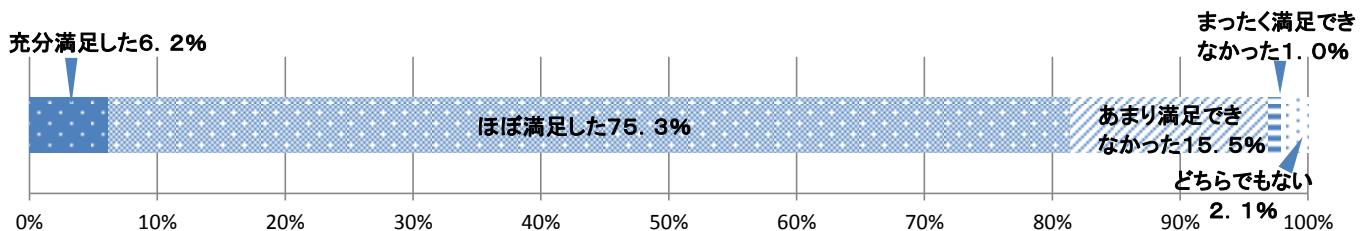
今年度は、国内外から6名の専門家をお招きして、2回開催し、参加者は計211名でした。なお、本セミナーで使用した資料や質疑応答などの内容は順次ホームページに掲載しています。

日時	平成24年10月4日	平成24年11月20日
セミナー名	アルミニウムの健康影響と国際的な動向について	食品中微量成分のリスク評価手法の国際動向
進め方	食品安全委員会化学物質・汚染物質専門調査会、器具・容器包装専門調査会の広瀬明彦専門員にコーディネートいただき、海外からお招きしたカナダマギル大学のジュド・ポアリエ博士及び英国基準府ダイアン・ベンフォード博士より、アルミニウムの毒性に関する調査研究や、国際的な安全性の評価等について、食品安全委員会添加物専門調査会江馬真専門委員及び神戸大学医学研究科入野康宏博士より、アルミニウムの生殖試験に関する調査研究や、国内における精神・神経疾患に対する新たなリスク評価指標の開発に向けた取組について、それぞれ御講演をいただきました。 その後、参加者と意見交換を行い、多数のご意見を頂きました。	食品安全委員会化学物質・汚染物質専門調査会、器具・容器包装専門調査会の広瀬明彦専門員にコーディネートいただき、海外からお招きしたミラノ大学薬理科学部のコラド・ロドヴィコ・ガリ博士より、毒性学的懸念の閾値(TTC)の最新の進歩について、また、元FDA職員、現ステップトート・アンド・ジョンソン法律事務所ワシントン事務所のミッチャエル・チーズマン博士より、諸外国での毒性学的懸念の閾値(TTC)の運用状況について、それぞれ御講演をいただきました。 その後、参加者と意見交換を行い、多数の御意見を頂きました。
参加者から寄せられた質問・意見の例	・大豆調整乳を与えられている乳児のアルミニウムによるリスクはどれ位のものか。 ・血中アルミニウム量を血清をもとに測定している理由は何故か。 ・腎障害の患者血液を検査対象としているが、尿細管障害と糸球体障害とでは、血清中のアルミニウムに差が生じるのか ・パールパウダーは何十年も前から、顔に塗ったり、飲んだりしているが、英國で問題になったのか。	・皮膚暴露については、お話をあったが、TTCの吸入曝露については、どの位研究が進んでいるのか。 ・医薬品に関してあるが、FDA、EMEAはTTCのリミットを1ppmと設定しているが、その理由は如何に。 ・地表水のFDA、TTCの適用、この混合物について示されているか。 ・評価手法が保守的である必要はあると理解するが、一方、あまりに保守的過ぎると、有用な化学物質が厳しい評価をもって使用できなくなることが懸念される。どの程度保守的なデータがあるのかという事例を紹介して欲しい。また、そうなる可能性が予測されるものは特定できるか。
参加者	123名(食品関連事業者66%、食品関連研究者7%、行政4%、その他23%)	88名(食品関連事業者47%、行政10%、消費者団体6%、その他37%)
充足率	123%(参加者集／募集人数)	88%(参加者集／募集人数)

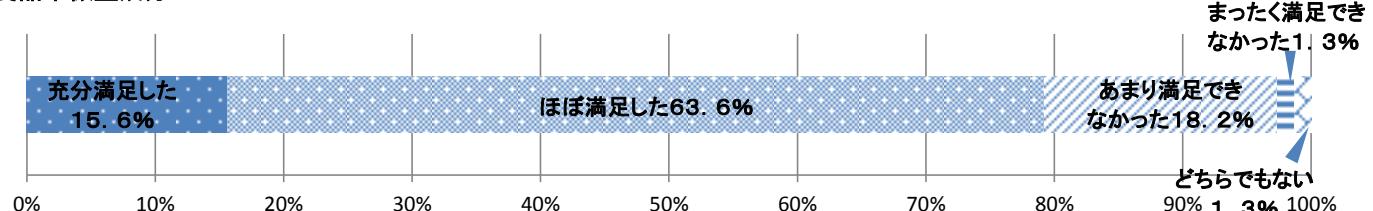
地域の消費者団体等と連携した意見交換会参加者に対するアンケート結果

Qセミナーはどの程度満足できるものでしたか？

アルミニウム

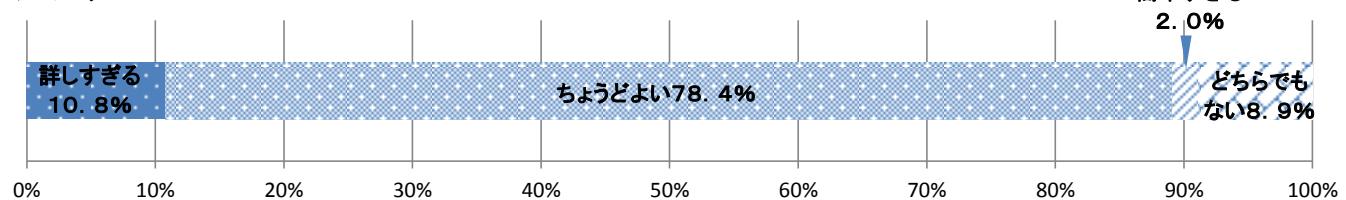


食品中微量成分

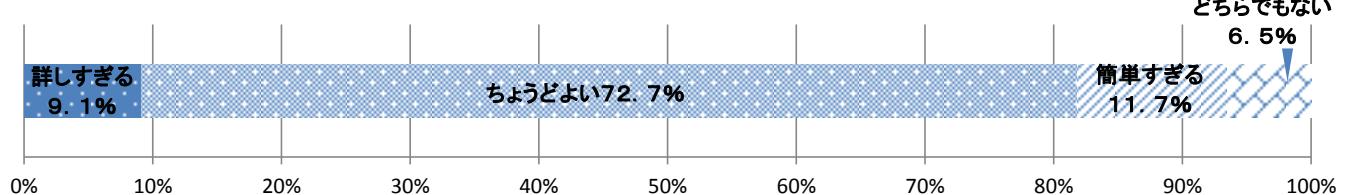


Qセミナー全体を通じて感じた印象は？

アルミニウム

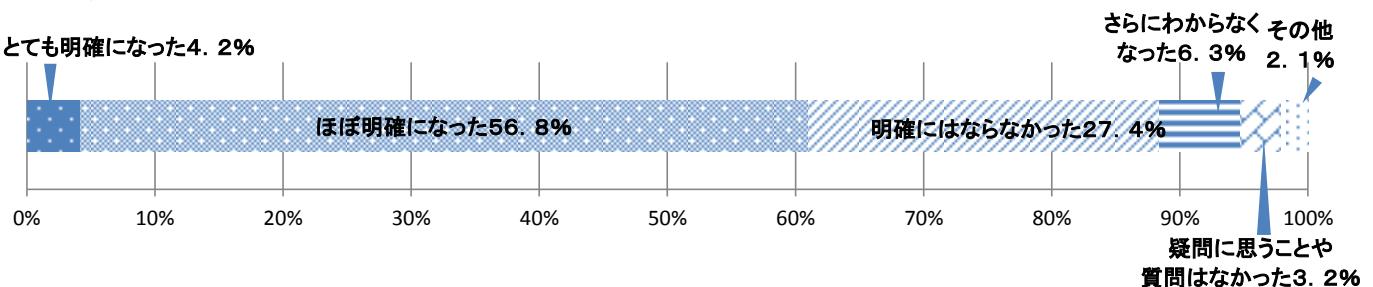


食品中微量成分

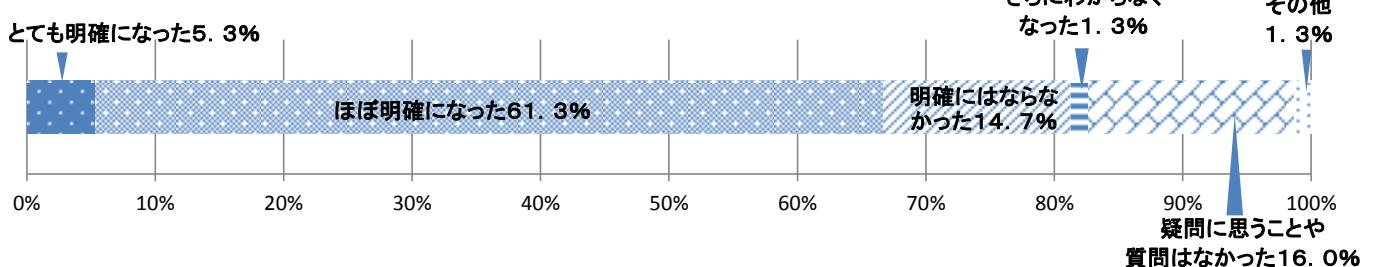


Q疑問に思われたことや質問したいことは、このセミナーで明確になりましたか？

アルミニウム



食品中微量成分



ホームページによる情報提供

食品安全委員会ホームページでは、委員会や意見交換会等の資料や概要、食中毒等特定のトピックに関する科学的知見等を随時掲載している。特に国民の関心が高いと考えられる事案については、「重要なお知らせ」又は「お知らせ」を活用して情報提供を行っている。

○アクセス件数（平成24年度）

1. トップページ

月平均アクセス件数													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
46,274	46,274	48,488	50,811	48,507	49,926	44,900	47,517	52,419	44,966	40,765	43,936	42,731	40,319

2. 食品安全総合情報システム

食品安全総合情報システム													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
5,159,030	5,159,030	276,188	292,452	296,194	679,845	482,039	310,202	362,002	420,317	473,866	521,975	521,975	521,975

○アクセスの多いページ(トップページ、検索ページ等を除く。(平成24年度)

- ①食中毒のポイント
- ②ノロウイルスの消毒方法
- ③ノロウイルス食中毒について
- ④大豆及び大豆イソフラボンに関するQ&A
- ⑤新着情報
- ⑥食品中の放射性物質に関する情報
- ⑦プリオン専門調査会
- ⑧遺伝子組換え食品等専門調査会
- ⑨BSEに関する情報
- ⑩農薬専門調査会

メールマガジンによる情報提供

食品安全委員会の活動や委員会からのお知らせをタイムリーにお届けするために「食品安全ｅ－マガジン」を配信。

原則として、毎週火曜日に配信するほか、読み物版として実生活に役立つ情報、安全性の解説、Q & A 委員の随想、重要なお知らせなどを月2回配信。

○平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）の配信数 57件

○メールマガジン会員数 12,305名（平成25年2月末日現在（※））

（※）3月にシステムを変更したことに伴い、集計方法が変更となったため、2月末現在の人数を記載
(内訳)

- ・男女別

男性	8,289名
女性	4,016名

- ・年齢構成

20歳未満	49名
20歳代	1,241名
30歳代	3,113名
40歳代	3,632名
50歳代	2,954名
60歳代	1,151名
70歳以上	165名

- ・職業別

消費者団体・生活協同組合	454名
主婦、学生、無職	1,017名
生産者（農水産従事者等）	160名
食品関係事業者・団体（加工、流通、販売等）	4,881名
マスコミ（新聞記者、カメラマン等）	223名
行政（自治体職員、独立行政法人職員等）	1,836名
食品関連研究・教育機関（教員、研究職員等）	1,098名
その他	2,636名

関係者との連携強化の取組

食品健康影響評価等の食品の安全に係る重要事項について消費者への情報の効果的な提供と情報の収集に資するため、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディア関係者、消費者団体等関係者との間で、国民の関心の高い食品健康影響評価を中心に勉強会や情報交換会等を定期的に実施する。

(1)報道関係者との意見交換会

日時	平成24年7月20日 15:00-17:00	平成24年12月12日 17:00-18:00	平成25年3月4日 17:00-18:00
対象	報道機関		
テーマ	BSE(牛海綿状脳症)対策に係るこれまでの食品健康影響評価について		BSE(牛海綿状脳症)に関する基礎的な科学的知見について
開催場所	食品安全委員会 大会議室	食品安全委員会 大会議室	食品安全委員会中会議室
講演者	食品安全委員会 委員長 熊谷 進		食品安全委員会 委員 三森 国敏
進め方	食品安全委員会事務局より評価の経緯等について説明後、講演者が評価案について説明を行った。その後、質疑応答に45分程度の時間をとり、参加者の質問に講演者が応答した。また事務局からは、適宜、質疑に関係した評価書案の記載箇所を紹介するなどの情報提供を行った。	講演者から評価の経緯、評価書等について説明を行った。その後、質疑応答に30分程度の時間をとり、参加者の質問に講演者が応答した。また事務局からは、適宜、質疑に関係した評価書案の記載箇所を紹介するなどの情報提供を行った。	講演者から農薬に関するリスク評価の基本的な仕組みや評価結果とリスク管理の関係等について説明を行った。その後、質疑応答に30分程度の時間をとり、参加者の質問に講演者及び事務局から応答、情報提供を行った。
参加者から寄せられた質問・意見の例	<ul style="list-style-type: none"> ・潜伏期間のデータ等があったが、検査しても検出できない期間はいつか。 ・21か月齢で見つかったものとの関連は。 ・飼料規制の効果は分かった。検出できない期間でも体内には異常プリオンがあると思うが、どういう状態か。 ・異常プリオントンパク質を摂取してすぐには検出されないのか。 ・全頭検査が続いているが、都道府県や消費者が科学的評価を受け入れないことについてどう思うか。 ・自ら評価としてBSEの中間とりまとめをしてそのままになっているが、諮問とは別に、独自で見直すべきでは。 ・知りたいのは人体への影響。潜伏期間は5年だが、早い時期の牛を食べた場合はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年に20ヶ月に引き上げた時に、さらに引き上げるという評価はできなかったのか。 ・自治体の全頭検査が続いているが、それにかかる費用を無駄だと思うか。思われるならば、食安委として、管理機関に提言できないか。 ・30か月齢で切ると、31、32か月齢で問題があるようと思われる。しかし、今日の説明によれば、46か月齢以上は不検出なので、そのことを発信すべき。 ・ブラジルの発生事案については、評価に影響を与えるのか。 ・2002年以前に産まれた牛を淘汰してしまえば、完全に管理された牛だけになるので、淘汰しろと管理側に言うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体の方が引き合いに出すのは、「複合汚染」である。農薬の複合影響についての評価は行っているのか。 ・提出されたデータをどのように検証するのか知りたい。 ・80年代に科学的手法が確立される前に使用されていた農薬については、再評価されているのか。 ・遺伝毒性試験には、Ames試験、染色体異常試験、小核試験から、総合的に遺伝毒性を判断するとされているが、具体的にどのように判断されるのか。 ・発がん性試験の結果に関わらず安全係数は100分の1となるのか。
参加者	34名	24名	10名

(2)消費者団体との情報交換会

日時	平成24年12月11日 10:30-12:30	平成25年2月22日 10:30-12:30
対象	消費者団体	消費者団体
テーマ	BSE対策の見直しに係る食品健康影響評価について	農薬を考えてみよう！
開催場所	食品安全委員会 委員長室	食品安全委員会 委員長室
講演者	食品安全委員会 委員長 熊谷 進	食品安全委員会 委員 三森 国敏
進め方	食品安全委員会事務局より平成24年度の活動状況の報告後、講演者が評価の経緯等について説明後、講演者が評価書について説明を行った。 その後、質疑応答に60分程度の時間をとり、参加者との情報交換を行った。参加者の質問に講演者が応答し、事務局からは、適宜、質疑に關係した評価書の記載箇所を紹介するなどの情報提供を行った。	食品安全委員会事務局より平成24年度の活動状況の報告後、講演者が農薬に関するリスク評価の基本的な仕組みや評価結果とリスク管理の関係等について説明を行った。 その後、意見交換・質疑応答に60分程度の時間をとり、参加者との情報交換を行った。参加者の質問に講演者及び、事務局から応答し、情報交換を行った。
参加者から寄せられた質問・意見の例	<ul style="list-style-type: none"> ・米国の飼料規制は完全になされているのか。 ・非定型BSEについてもまだよく解説されていない部分も多くあり不安である。 ・SRMについては月齢に関わらず全て除去をし、より安全に近づける等することはできないのか。 ・新たな知見が得られれば管理措置の変更はあり得るということについて、今回の件が代表例となるだろうが、それをどのように消費者へ伝えていくかは難しい問題。 ・食品安全委員会で科学的知見を持って評価され、これまでグレーダット部分がかなり管理されるようになったのはよかったです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今の農薬が安全であり、たくさんのお金と時間かけて安全に対する様々な取組を行っていることがわかったが、このようなものを学校で教える機会があればいいと思う。 ・最新の科学の進歩のようなものを連続講座などで教えていただきたい。科学の進歩をどう判断すべきかを伝えるのも食品安全委員会の役割ではないか。 ・食の安全の分野はとても大切で小さい時からのリスクが必須だと思う。 ・地方の人は家を離れて研修の場に出ることそのものが難しい現状。現場に近いところでの「場」の設定と人と人が生で話し合うリスクが大切だと感じている。 ・消費者は1つ1つのリスクのみを見てしまう傾向がある。相対的に判断することができる人は多くない。
参加者	主婦連合会、消費科学センター、全国消費者団体連絡会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本生活協同連合会	主婦連合会、全国消費者団体連絡会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本生活協同組合連合会

食の安全ダイヤルの取組

「食の安全ダイヤル」で一般消費者等からの相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、Q & Aを作成してホームページに掲載している。

○問い合わせ件数 797 件（平成 25 年 3 月末時点）

（内訳）

- ・委員会の運営に関すること 124 件
(委員会や専門調査会の会合、ホームページ、メルマガ等について)
- ・リスク評価に関すること 129 件
(評価の方法、評価やファクトシートの内容等について)
- ・リスク管理に関すること 515 件
(食品表示、衛生管理、規格基準等について)
- ・その他 29 件

○「よくある質問等」としてホームページに掲載した事項

- ・遺伝子組換え技術を利用して製造された添加物の安全性はどのように評価するのですか。
- ・米国において、韓国産カキによる食中毒が発生したという報道がありました、日本では輸入食品の安全性をどう守っているのですか。
- ・このたびBSE対策の見直しに係る評価書が取りまとめられたと聞きましたが、今回の評価を行った経緯と評価結果のポイントを教えてください。
- ・現在妊娠中です。いろいろな情報を耳にしておなかの赤ちゃんに悪い影響があるのではないかと心配しているのですが、妊婦の食事で気を付けなければならないことはなんですか。

地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣

地方公共団体等が実施する意見交換会等に、依頼に応じて、食品安全委員会委員又は事務局職員を派遣し、リスク分析の考え方や食品安全委員会の役割と活動等に関する講演等を実施。

○平成24年度の実績 92件

(委員対応7件、事務局職員対応85件)

<依頼者の内訳>

- | | |
|----------------|-----|
| ・ 地方公共団体 | 44件 |
| ・ 他省庁、独立行政法人 | 7件 |
| ・ 大学、研究機関 | 13件 |
| ・ 公益法人、生活協同組合等 | 27件 |
| ・ 民間企業等 | 1件 |

○食品安全委員会委員による講演等

月 日	講演会名	対応委員
4月 28日	平成24年度千葉県栄養士会研究教育協議会第1回 講演会	畠江委員
5月 21日	世田谷区 世田谷市民大学少人数特別講座	熊谷委員長代理
9月 7日	日本放射線影響学会第55回大会	山添委員長代理
9月 20日	大日本農会及び農林水産奨励会 平成24年度秋期中央農事講演会	山添委員長代理
2月 1日	国立環境研究所セミナー	佐藤委員長代理
3月 19日	社団法人環境科学会 市民公開講演会	佐藤委員長代理
3月 29日	第54回日本食肉研究会大会	熊谷委員長

ジュニア食品安全ゼミナール (地方公共団体との共催) の実施概要

- 開催目的**
- ①子供たちが食品の安全性について興味を持ち、楽しみながら、知識や理解を深め、冷静に判断する目を育む
 - ②食品の安全性を守るために何が必要なのか、その中で、食品安全委員会はどのような役割を果たしているかを広報する

■開催日時・場所 ※表は開催日順

開催都道府県	開催日時	協力校	参加人数
佐賀県	10月10日(水) 14:20~15:10	佐賀県立致遠館中学校	1年生160名
熊本県	11月10日(土) 10:50~11:50	和水町立菊水中学校	全校生徒158名+保護者+教育委員会関係者、家庭科教員等
兵庫県洲本市	11月15日(木) 14:30~15:20	洲本市立五色中学校	1年生107名+教育委員会関係者等

- 展開方法**
- 事前に参加者生徒全員にアンケート実施(質問や疑問点の把握)
 - 事前に参加者生徒全員に副読本「科学の目で見る食品安全」を配布
 - 委員と意見交換をしてもらう生徒代表(10名程度)選出を協力校に依頼
 - 開催日当日、副読本に関連したクイズを参加者全員に実施
 - 開催日当日、委員と生徒代表者らとの意見交換や質疑応答を実施
 - 参加者生徒全員に事後アンケート協力依頼(参加後の意識変化等の把握)
- ※参加される生徒の人数、学年、会場設備や開催時間などを考慮し、協力校との事前相談の上、具体的な展開を決定しています。

■開催の様子



委員に質問をする
生徒、回答する委員



グループで回答(食品安全に
関連した言葉)を作り上げる
(写真:佐賀県) -96-



参加生徒に対する事前・事後アンケート結果(3中学校合計)

事前

副読本を読む前に回答

アンケート回収数: 417名

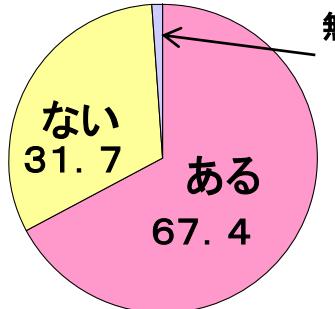
事後

ゼミナール受講後に回答

アンケート回収数: 407名

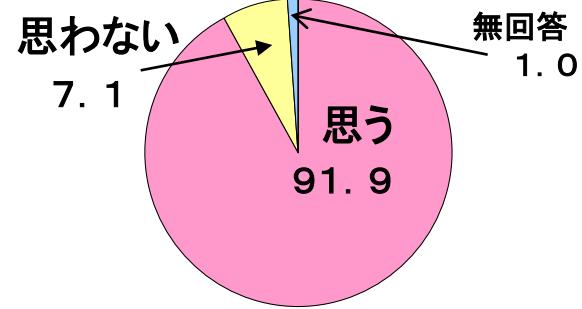
事前

自分が食べているものが安全かどうか
考えたことがある(%)



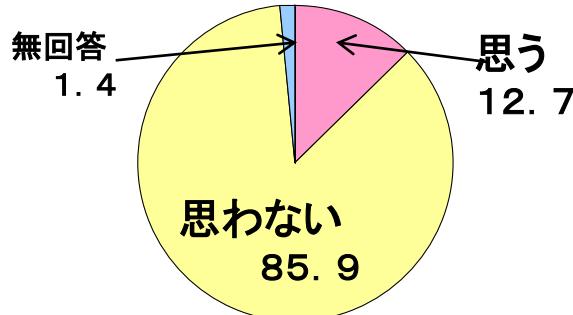
事後

食品の安全性について、自分なりに考えて
みようと思う(%)



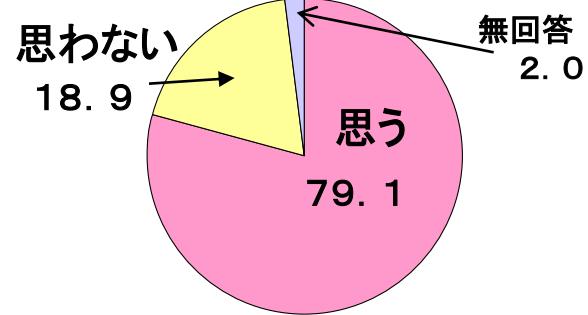
事前

安全な食品を選ぶための知識を十分に
持っていると思う(%)



事後

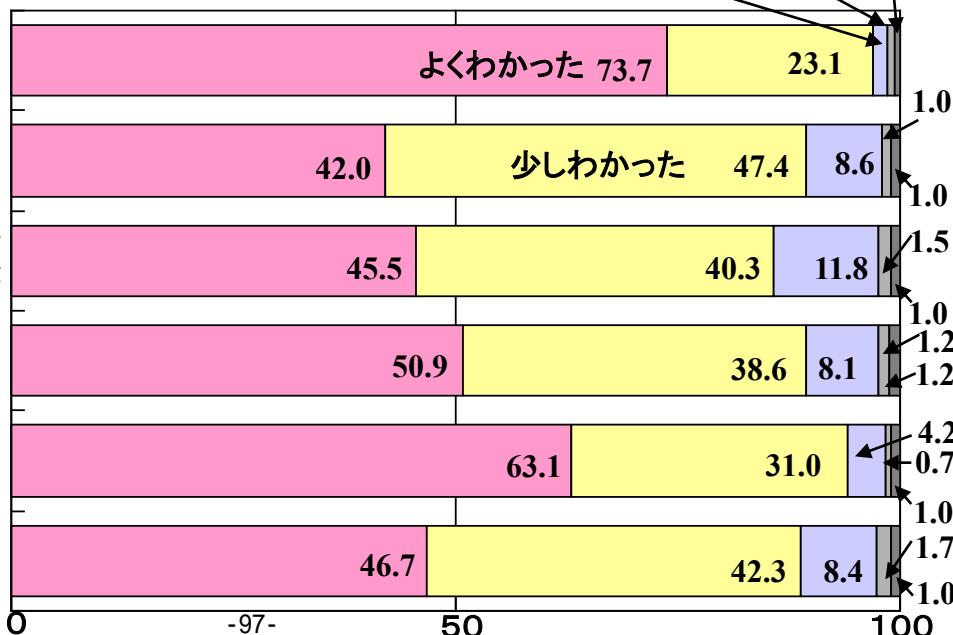
食品の安全について、自分で判断する
ために必要な知識が身に付いたと思う(%)



事後

以下のそれぞれの項目についての理解度(%)

どんな食べ物であっても、摂る量が多すぎ
れば体に害を与えるということについて



リスク管理機関との共催による意見交換会等の実施概要 (1)食品中の放射性物質対策に関する説明会

食品中の放射性物質については、平成23年10月27日に食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価をふまえ、厚生労働省において新たな基準値が設定され、平成24年4月1日から施行されている。

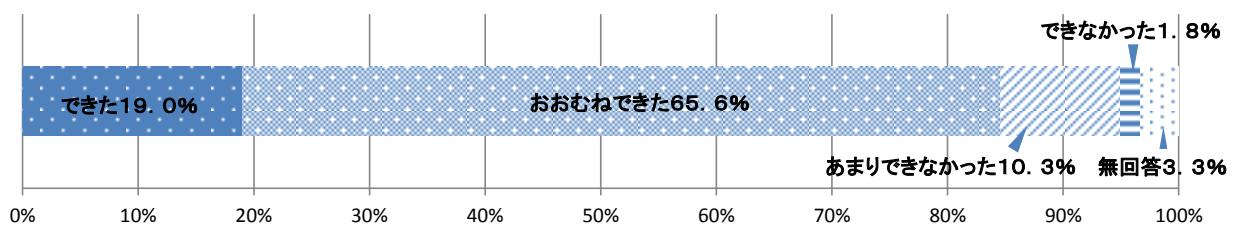
この新たな基準値や食品健康影響評価等に対する理解を深めるため、食品安全委員会と消費者庁・厚生労働省・農林水産省は共催で、各地で「食品中の放射性物質対策に関する説明会」を開催した。説明会で使用した資料等は順次ホームページに掲載している。

地域	開催地	参加者数	充足率	開催日
北海道・東北	北海道	398名	100%	5/10(木)
	青森県	222名	63%	7/18(水)
	宮城県	408名	68%	9/4(火)
	福島県(いわき市)	169名	113%	9/5(水)
	福島県(福島市)	193名	募集定員なし	2/1(金)
関東	東京都	223名	89%	4/20(金)
	神奈川県	203名	81%	4/25(水)
	埼玉県	124名	124%	8/1(水)
	千葉県(船橋市)	103名	52%	8/23(木)
	千葉県(流山市)	68名	27%	1/26(土)
北陸	富山県	270名	募集定員なし	7/11(水)
	新潟県	132名	66%	11/9(金)
東海	愛知県	384名	85%	8/29(水)
	三重県	154名	77%	10/26(金)
	岐阜県	96名	48%	11/13(火)
近畿	滋賀県	130名	65%	5/8(火)
	大阪府	370名	93%	5/17(木)
	兵庫県	100名	100%	8/22(水)
	京都府	221名	92%	9/11(火)
	和歌山県	167名	84%	10/12(金)
	奈良県	86名	43%	10/19(金)
中国・四国	香川県	137名	91%	5/28(月)
	岡山県	175名	175%	7/3(火)
	愛媛県	151名	101%	7/24(火)
	徳島県	129名	86%	9/6(木)
	高知県	162名	162%	9/26(水)
九州	熊本県	139名	93%	10/2(火)

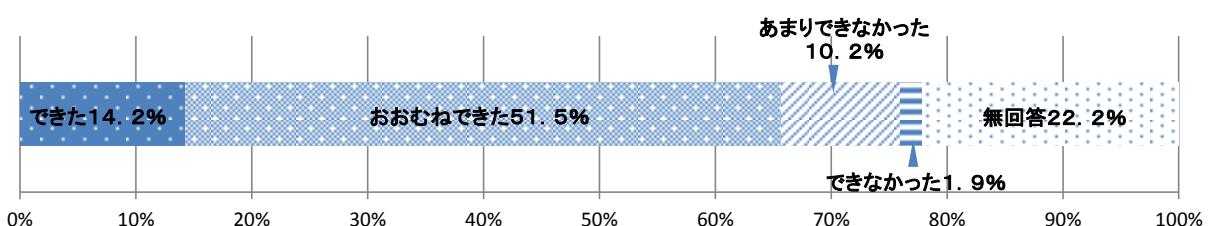
参考:平成24年1月～3月に7都府県(岩手県、宮城県、福島県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県)にて開催。

参加者に対するアンケート結果

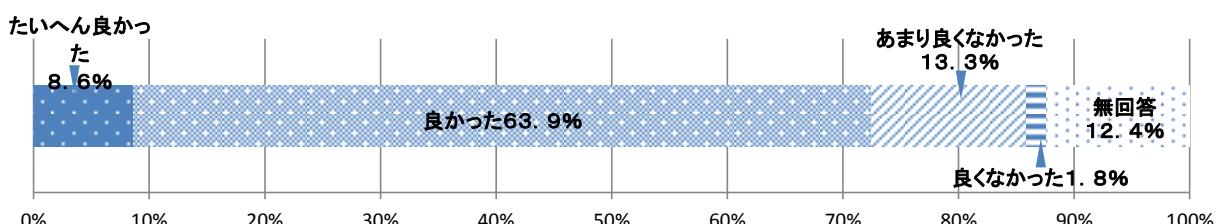
Q. 説明について、理解することができましたか



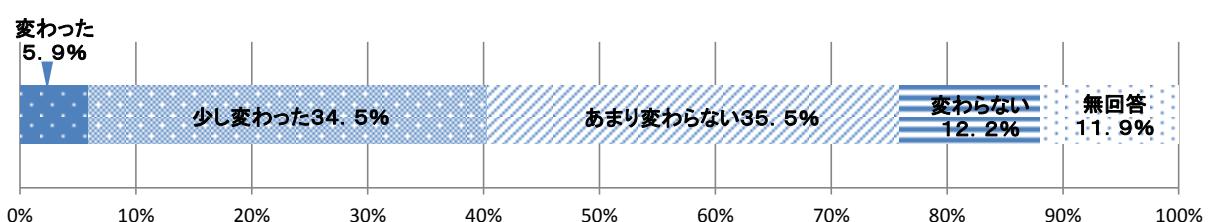
Q. 意見交換の内容について、理解することができましたか



Q. 全体の評価はいかがでしたか



Q. 説明会に参加する前と後ではご自身の考え方は変わりましたか。



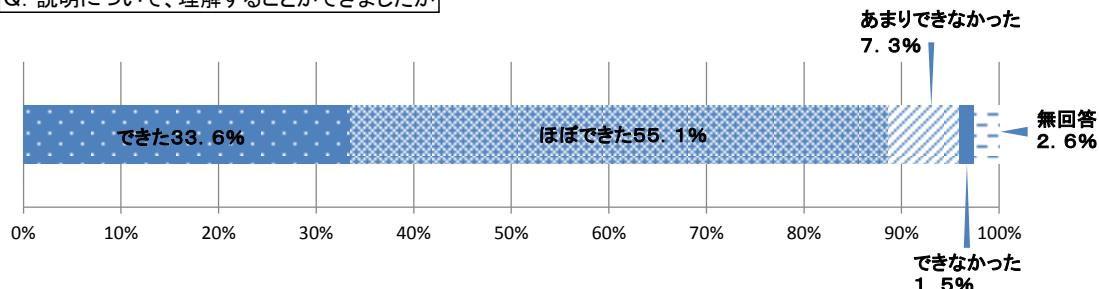
リスク管理機関との共催による意見交換会等の実施概要 (2)牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会

牛海綿状脳症(BSE)対策については、平成24年10月22日に食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価をふまえ、国内措置及び国境措置の見直しが行われている。このBSE対策の見直しに対する理解を深めるため、食品安全委員会と消費者庁・厚生労働省・農林水産省は共催で、東京及び大阪において「綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」を開催した。説明会で使用した資料等は順次ホームページに掲載している。

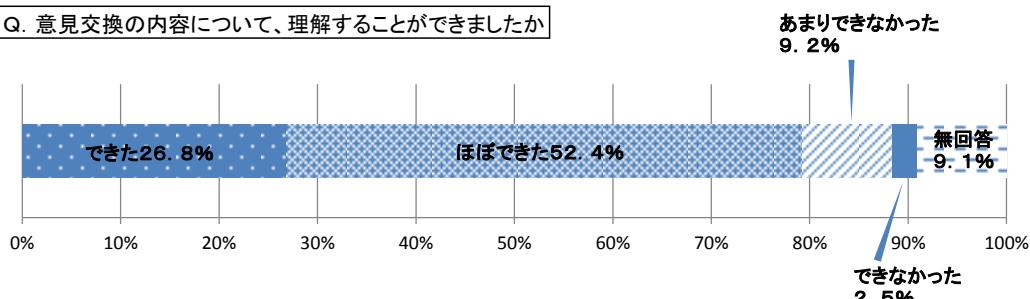
地域	開催地	参加者数	充足率	開催日
関東	東京都	217名	90%	1/22(火)
近畿	大阪府	199名	79%	1/24(木)

参加者に対するアンケート結果

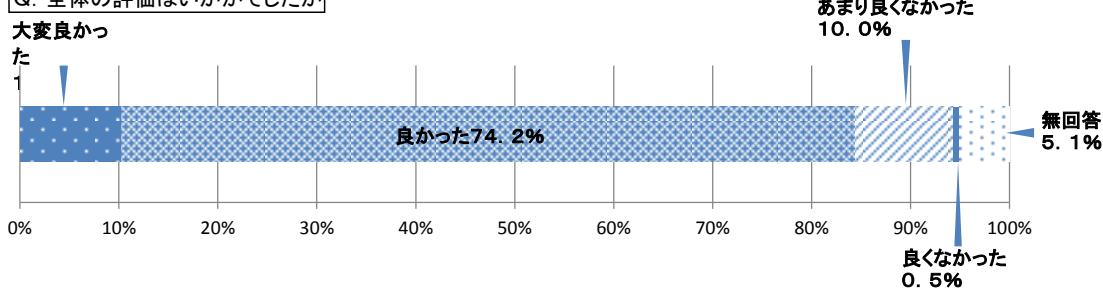
Q. 説明について、理解することができましたか



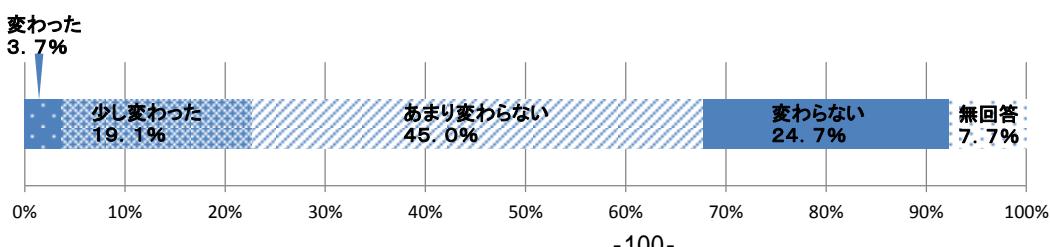
Q. 意見交換の内容について、理解することができましたか



Q. 全体の評価はいかがでしたか



Q. 説明会に参加する前と後ではご自身の考え方は変わりましたか。



地方公共団体との共催による意見交換会実施概要

	テーマ	地方公共団体	形態(形式)	参加者数 (定員)	開催日
1	食品中の放射性物質	京都府(南丹)	地域の専門家との意見交換会(ワークショップ)	46名 (-)	7/4(水)
2		北海道 (旭川)	地域の消費者団体と共に意見交換会(講演会)	60名 (100名)	7/20(金)
3		高知県・高知市	地域の専門家との意見交換会(フォーラム)	23名 (40名)	7/23(月)
4		山口県	地域の専門家との意見交換会(ワークショップ)	33名 (-)	8/2(木)
5		北海道 (函館)	地域の消費者団体と共に意見交換会(講演会)	62名 (70名)	10/10(水)
6		群馬県	地域の専門家との意見交換会(フォーラム)	30名 (30名)	10/23(火)
7		高知県・高知市	地域の消費者団体と共に意見交換会(ワークショップ)	38名 (40名)	11/29(木)
8		豊田市	地域の専門家との意見交換会(講演会)	27名 (-)	1/31(木)
9	食品添加物	山口県(宇部)	地域の消費者団体と共に意見交換会(ワークショップ)	39名 (40名)	8/22(水)
10		堺市	食品のリスクを考えるワークショップ	25名 (30名)	11/6(火)
11		岡崎市	地域の消費者団体と共に意見交換会(フォーラム)	31名 (30名)	11/12(月)
12		広島市	食品のリスクを考えるフォーラム	27名 (40名)	1/25(金)
13		神戸市	食品のリスクを考えるフォーラム	26名 (-)	2/15(金)
14	農薬	兵庫県	食品のリスクを考えるワークショップ	30名 (30名)	11/14(水)
15	食肉の生食	滋賀県	地域の消費者団体と共に意見交換会(シンポジウム)	45名 (100名)	11/22(木)
16	遺伝子組換え食品	熊本県	食品のリスクを考えるフォーラム	24名 (30名)	2/8(金)
17		さいたま市	食品のリスクを考えるフォーラム	20名 (30名)	3/14(木)

参加者から寄せられた質問・意見の例

○食品中の放射性物質

- ・ベクレルとかシーベルト、放射線、放射性物質という言葉がよく分からぬのですが？
- ・話題提供の中でカリウムの話が出てきましたが、どういうことでしょうか？
- ・放射線の健康影響に関して、事故由来の人工の放射線と自然にある天然の放射線は違ひがあるのでしょうか？
- ・セシウムは100Bq/kgまで大丈夫ということですが、排出されるまでに時間がかかると思います。毎日食べた場合、身体に蓄積していくと思いますが、その場合のリスクについてはどのように考えればよろしいですか？
- ・体内に取り込まれた放射性物質の長期にわたる影響はどうなのでしょうか。また、大人と子どもの違いとはどうなのでしょうか。
- ・すべての食品を検査して、放射能の数字を表示して下さい。
- ・学校給食用の食材をすべて検査して、保護者に情報公開してほしい。
- ・こどもにとって100ベクレルの基準は高すぎます。もっと低くして下さい。
- ・国や自治体の検査結果をもっと簡単にわかりやすく情報提供してほしい。また、インターネットが使えない人にもちゃんと分かるように情報提供してほしい。
- ・このような気軽な意見交換会をもっと開催してください。
- ・市民が気軽に食品を持ち込んで検査できるような市民測定所を開設してほしい。
- ・加工食品は信用できない。安全な産地のもので、特に学校給食関係は地産地消を徹底すべき。
- ・西日本産の米の空袋が福島県へ大量に運ばれていますと聞いている。産地偽装が横行しているので安心できない。
- ・原発を推進しているICRPのデータは信用できない。

○食品添加物

- ・食品添加物について、子どもと大人が同じ基準でよいのか？
- ・多くの食品に食品添加物が含まれているが、食品と食品添加物、食品添加物同士の食べ合わせに問題（複合影響）はないのか？
- ・食品添加物は化学物質というイメージがあるが、化学物質以外の食品添加物はあるのだろうか？
- ・食品添加物の表示を見やすいものにしてほしい。
- ・食品に食品添加物がどれくらい入っているか記載して欲しい。
- ・国と自治体の事業やその対象が重複しないよう、連携して効率的に幅広く対応してもらいたい。
- ・食品添加物の検査結果の公表が、あまりされていない。
- ・食品添加物とアレルギーの関連性について、調査はしているのか？

○農薬

- ・安全係数が100分の1である根拠は？
- ・市販されている野菜・果物の残留農薬基準の設定方法は？
- ・国産と輸入食品は基準が違うのか？
- ・中国、アメリカの輸入産物の違反率の推移、国産と比較してどうなのか？
- ・残留農薬のリスクは実際のところどうなのか？
- ・輸入食品の検査体制は不十分と思う。
- ・農薬取締法での使用基準が守られていないので農薬が残留する。農家への取締が甘い。
- ・農薬=× 無農薬=○ という単純な評価が多いことに、懸念を抱いています。生産者にも、流通業者にも、消費者にもハッピーな道はないものでしょうか。

○食肉の生食

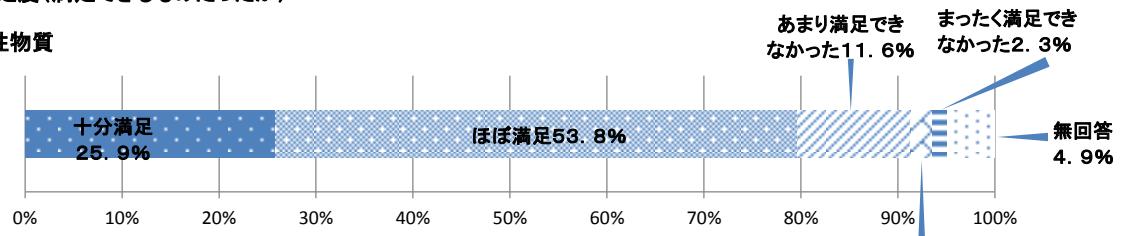
- ・殺菌するためには、加熱は有効ということはわかつたが、マイナス18°Cなどの冷凍処理は有効なのでしょうか？
- ・ステーキのレアは大丈夫なのでしょうか？
- ・野生のイノシシ、シカなどを個人ルートでもらう。シカ肉のタタキは美味しいと言われるが、牛肉以外の生食はどうなのでしょうか？
- ・生食するのに、表面を加熱してトリミングをするなどというのは、全くナンセンス。コストもかかるし、安全性が担保されると思えない。生食用の牛肉は、と殺・解体処理から全く別の施設で行い、安全性が確保された肉として流通させるべきである。
- ・カンピロバクターの食中毒で入院患者が出るが、家族で食べて子供だけ食中毒になる。わかるのは半月ぐらいたってからなので現品ではなく、事業者を営業停止にできないため、指導効果が薄く悪循環になっている。食中毒事例は氷山の一角である。
- ・生食による危険性を子どもへの食育で教えるべき。

○遺伝子組換え食品

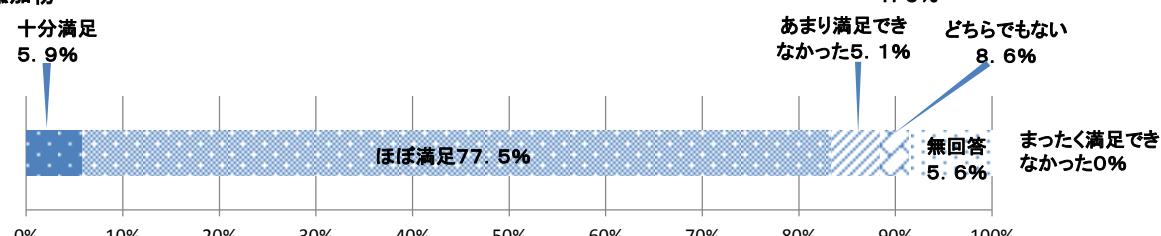
- ・遺伝子組換え食品には難しいというイメージがあつたが、説明の中で少しあは安心した。
- ・規定されていることは理解できたが、否定的な見方はまだある。
- ・遺伝子組換え農作物が輸入され、国内でも多く使用されていることに驚いた。
- ・PCR検査はあくまでも確立評価であり、やはりIPハンドリング（分別生産流通管理）は重要だと思う。

1 満足度(満足できるものだったか)

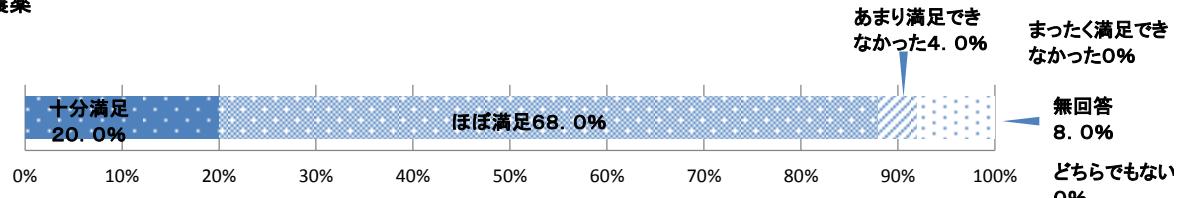
放射性物質



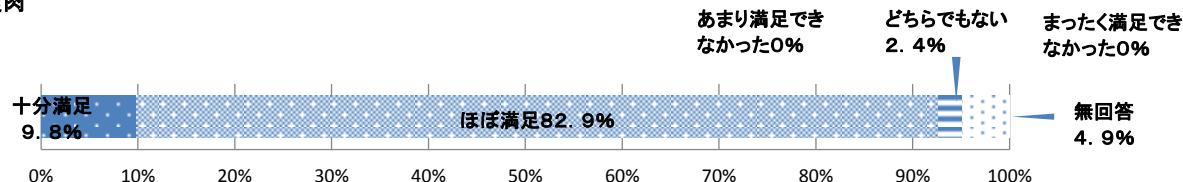
食品添加物



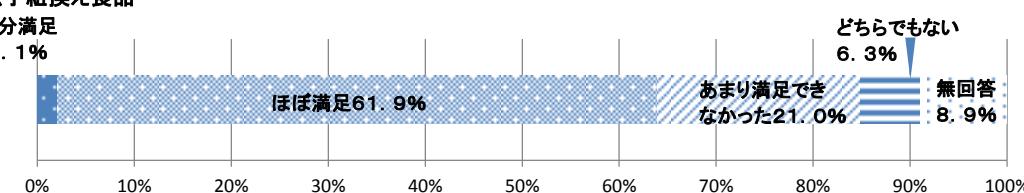
残留農薬



生食肉

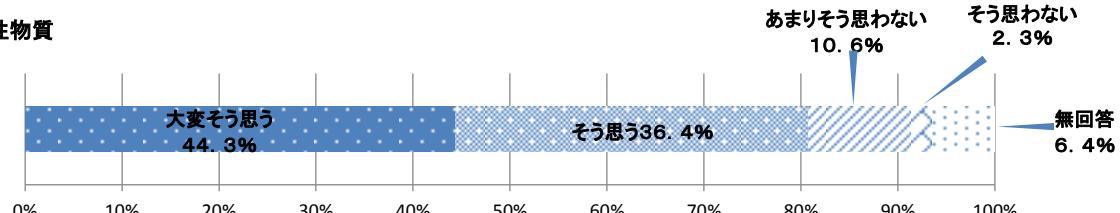


遺伝子組換え食品

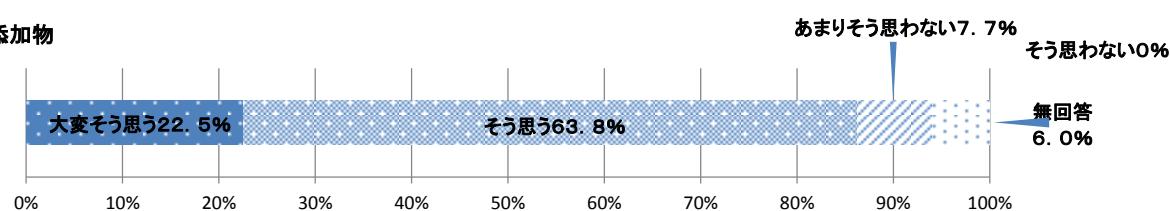


2 理解度(参加する前に比べ理解が深まったか)

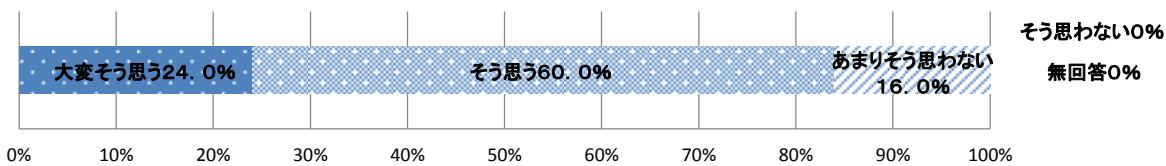
放射性物質



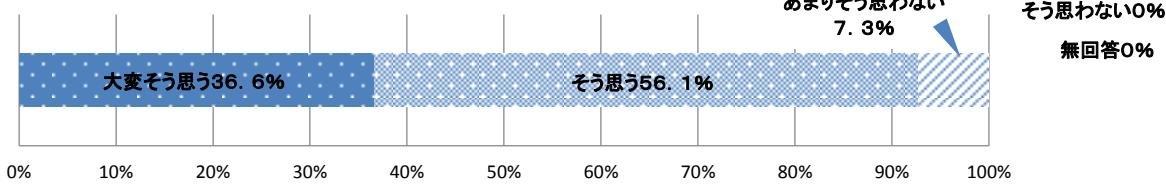
食品添加物



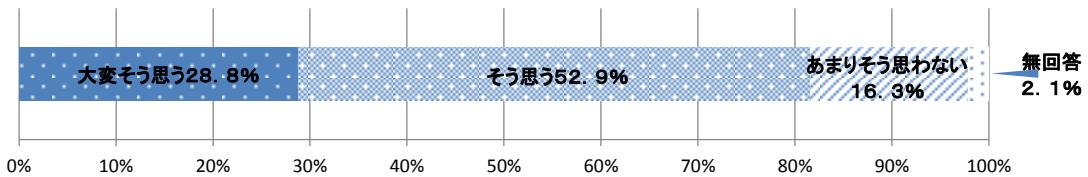
残留農薬



生食肉



遺伝子組換え食品



外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席

(1) 外国政府機関及び国際機関等の訪問

訪問先：イタリア（事務局員）
欧州食品安全機関(EFSA)
日程：平成24年11月5日～10日
目的：食品安全に関する意見交換・情報収集

(2) 国際会議等への出席

① 第76回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)（スイス）

平成24年6月3日～15日 専門委員

FAO/WHO合同残留農薬専門家会合(JMPR)（イタリア）

平成24年9月10日～21日 専門委員

② コーデックス

第44回残留農薬部会（中国） 平成24年4月22日～29日 事務局

第20回残留動物用医薬品部会（ペルトリコ）

平成24年5月4日～13日 事務局

第44回食品衛生部会（米国） 平成24年11月11日～18日 事務局

第45回食品添加物部会（中国） 平成25年3月14日～20日 事務局

③ OECD

第27回農薬作業部会（フランス） 平成24年6月11日～17日 事務局

農薬作業部会農薬登録ステアリング会議（ニュージーランド）

平成24年11月24日～12月4日 事務局

④ その他

プリオン2012（オランダ） 平成24年5月8日～14日 専門委員、事務局

EUROTOX（スウェーデン） 平成24年6月16日～22日 事務局

米国バイオテクノロジツアー（米国） 平成24年8月5日～12日 事務局

水銀暴露の戦略的管理に関する国際シンポジウム（韓国）

平成24年9月19日～22日 佐藤委員

米国毒性学会（米国） 平成25年3月9日～16日 佐藤委員、事務局

第11回フレゼニウス国際学会（食品の安全と食事の摂取に係るリスク評価）（ドイツ）

平成25年2月19日～22日 事務局

海外研究者及び専門家の招聘

- ① 食品安全委員会セミナー「アルミニウムの健康影響と国際的な動向について」及び食品安全委員会勉強会「アルミニウムの国際的なリスク評価と生殖毒性並びに神経毒性を中心とした健康影響に関する勉強会」のため
(平成24年10月1日～10月6日)

マギル大学 教授 (医学及び精神医学)
ダグラス研究所 アルツハイマー病予防研究センター副所長
ダグラス研究所 分子神経生物学ユニット ユニット長
Dr. Judes Poirier

英国食品基準庁 化学物質リスク評価部 部長
Dr. Diane Benford

- ② 食品安全委員会セミナー「食品中微量成分のリスク評価手法の国際動向」
開催のため (平成24年11月20日)

ミラノ大学 教授 (薬理学)
Dr. Corrado L. Galli

米国環境保護庁 (EPA) 化学諮問委員会専門委員
(ステプトー・ジョンソン法律事務所 ワシントン事務所長)
Dr. Mitchell Cheeseman

- ③ 第1回欧洲食品安全委員会－食品安全委員会定期会合開催のため
(平成24年11月25日～11月29日)

欧洲食品安全機関 長官
Dr. Catherine Geslain-Lanéelle

欧洲食品安全機関 リスク評価及び科学的支援課長
Dr. Bernhard Url

欧洲食品安全機関 新興リスク室長
Dr. Tobin Robinson

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し
企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（案）
(平成25年〇月〇日食品安全委員会決定)

食品安全委員会（以下「委員会」という。）が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料には、以下の事項を盛り込むものとする。

1 評価要請の内容

(1) 要請形式

①食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等を通じた要請、②委員会に対する文書による要請、③外部募集、④その他（委員会事務局による独自の提案を含む。）

(2) 要請内容

2 委員会事務局が収集・整理した危害要因に関する情報

3 企画等専門調査会における調査審議の参考となる情報

- (1) 食品による健康被害発生を示唆する情報の有無（国内・海外）
- (2) 食品による健康被害発生のおそれを示唆する情報の有無（国内・海外）
- (3) 食品健康影響評価の実施状況（国内・海外）
- (4) リスク管理措置（評価要請の準備を含む。）の実施状況（国内・海外）
- (5) 過去の企画等専門調査会における調査審議の状況
- (6) 食品健康影響評価実施の技術的困難性の有無

企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う
食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（案）
(平成25年〇月〇日食品安全委員会決定)

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。